

掛川市一般廃棄物処理基本計画

平成30年1月

掛川市

目 次

第1章 計画の基本的事項

- | | | |
|-----|----------|---|
| 第1節 | 背景と目的 | 1 |
| 第2節 | 市（地域）の概要 | 4 |

第2章 ごみ編

- | | | |
|-----|-----------|----|
| 第1節 | ごみ処理状況と課題 | 9 |
| 第2節 | ごみ処理基本計画 | 32 |

第3章 生活排水編

- | | | |
|-----|--------------|----|
| 第1節 | 生活排水処理の状況と課題 | 42 |
| 第2節 | 生活排水処理基本計画 | 49 |

【第1章 計画の基本的事項】

第1節 背景と目的

1 背景

国では、平成13年に循環型社会の形成に向けた基本事項を定めた「循環型社会形成推進基本法」を制定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組み、家電リサイクル法などの個別リサイクル法の法整備等により関連政策を進めてきました。その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、資源の消費や廃棄物の発生をできるだけ抑制し、再生可能な資源を有効活用する「循環型社会」に向けて、省エネルギーなど環境に配慮した生活スタイルや事業活動が定着しつつあります。しかし、一方では、環境の保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物を資源やエネルギー源とすることで、資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑えるという新たな課題への取り組みも必要となってきました。

また、生活排水については、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及などに努めてきたことにより、河川等の水質改善も一定の効果が現れています。今後は、人口規模や年齢構成の変化に対応した耐震・減災対策や処理施設の適切な維持管理等、将来を見据えた生活排水処理政策を進めるとともに、公共下水道等への未接続対策や合併処理浄化槽の普及を促進していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

上記のような背景を踏まえた上で、当市において発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）について、発生・排出抑制と資源化・再利用の4Rを推進するとともに、適切な収集・中間処理・最終処分等の方策を定め、循環型社会を形成することを目的として、本計画を策定します。

3 計画の前提条件

(1) 廃棄物の定義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）等の法律上で廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）と定義されており、その発生形態や性状の違いから「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大別されています。

本計画の対象となる廃棄物は、掛川市において家庭及び事業者から排出される一般廃棄物とします。

(2) 処理の責任

廃棄物処理法第4条において、一般廃棄物は市町村に処理責任があると規定されています。

(3) 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項において、市町村は当該区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされています。本計画は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知による「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月15日環廃対発第1609152号）及び厚生省（現在の環境省管轄分野）生活衛生局水道環境部環境整備課長通知による「生活排水処理基本計画策定指針」

(平成2年10月8日衛環第200号)に基づき策定するものとします。

掛川市における計画の位置づけは、第2次掛川市総合計画(平成28年4月策定)及び第2期掛川市環境基本計画(平成28年3月策定)を上位計画とし、静岡県が策定した第3次静岡県循環型社会形成計画(平成28年3月策定)と整合を図るものとします。

(4) 計画期間

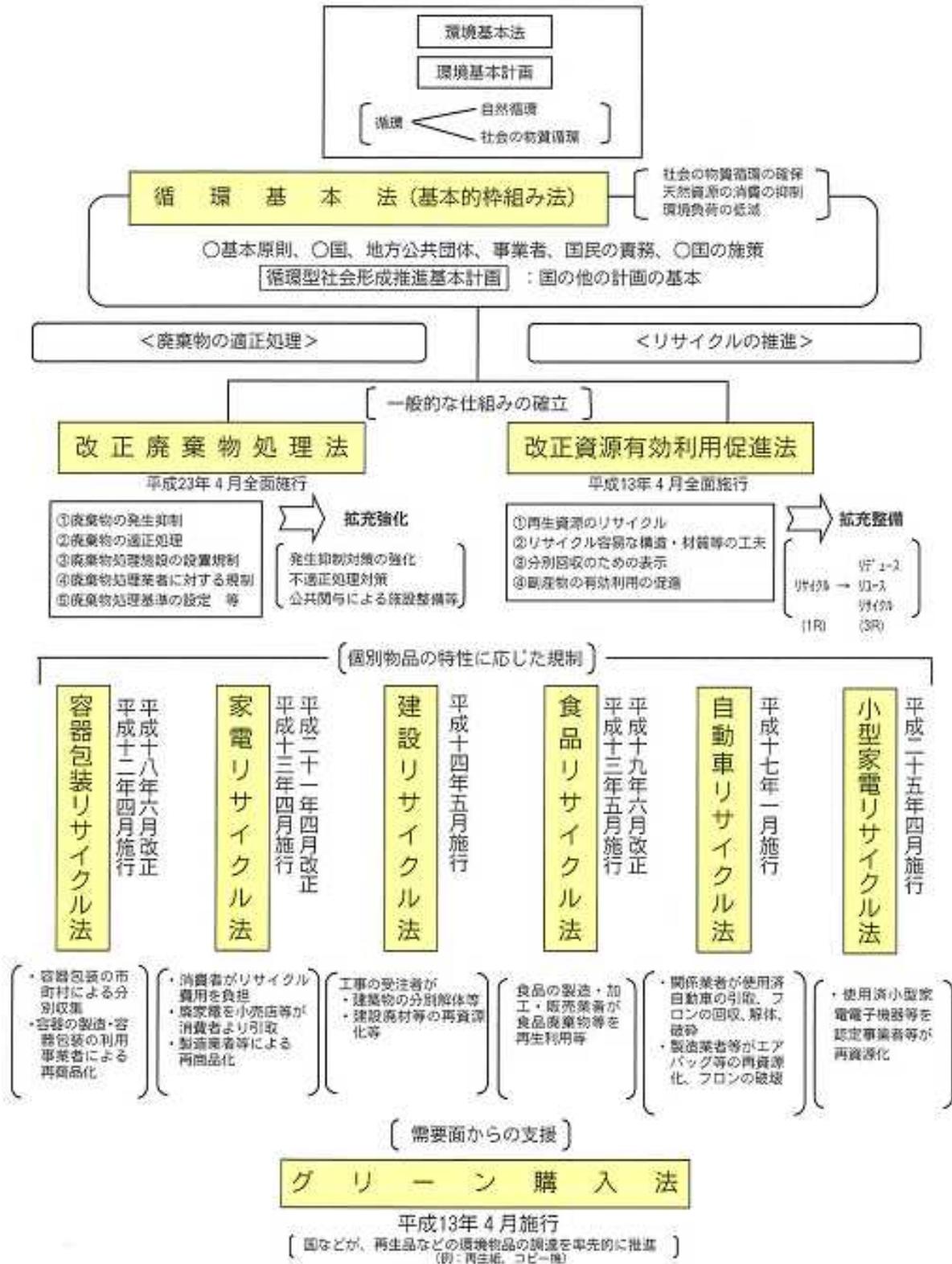
本計画は、平成30年度を初年度とし、平成37年度までの8年間を計画期間とします。終期については、上位計画である第2次掛川市総合計画及び第2期掛川市環境基本計画の計画終了期間と合わせています。

ただし、国や静岡県における廃棄物行政や社会経済情勢に大きな変化があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

(5) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、以下のとおり、廃棄物・リサイクル関連法が整備されています。

▼関係法令の体系図



第2節 市（地域）の概要

1 位置及び面積

本市は、東経138° 00'、北緯34° 45' 付近に位置し、日本の国土のちょうど中央で、東京と大阪のほぼ中間の地点にあたります。

また、静岡県においても静岡市と浜松市の間地点で、西部地域と中部地域との接点にあたり、周辺圏域のなかの中核的な都市に位置づけられます。

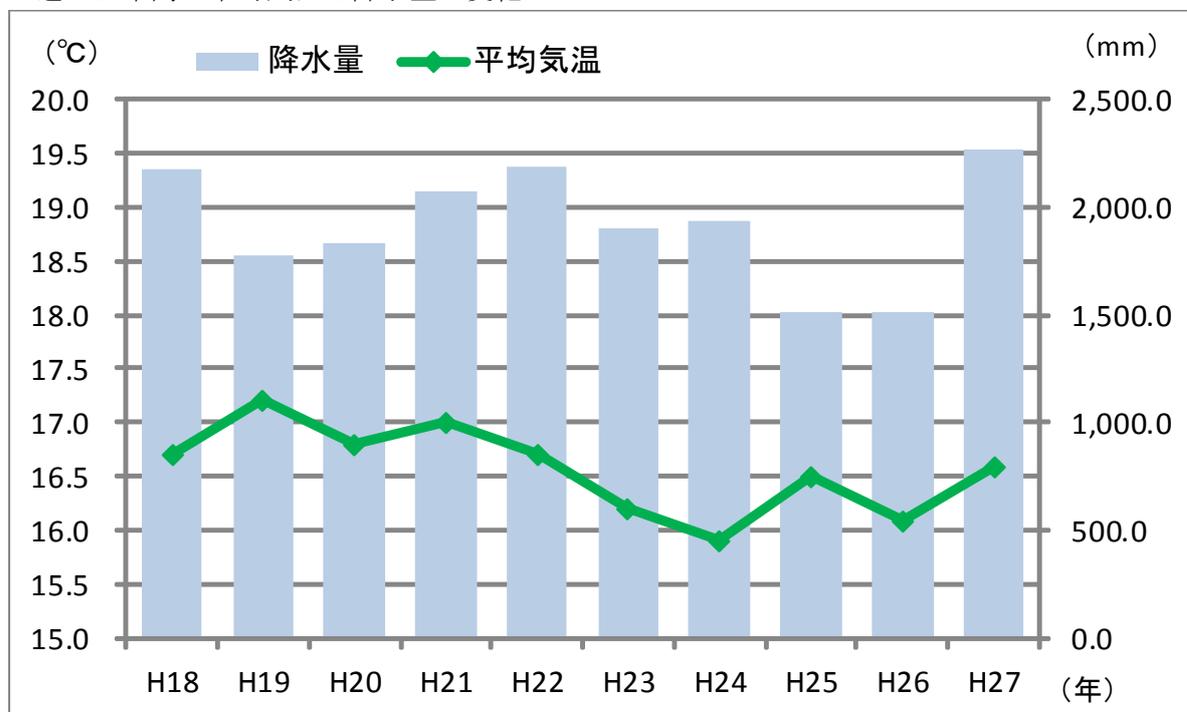
市域は、東西約15km、南北約30kmで南北に細長く、中央の小笠山付近でくびれた形となっており、面積は、265.63km²で県下市町では7番目の広さです。

2 地形と気象

本市の地形は、市北部は標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開けています。市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸をもった丘陵地となっています。市中央部と南部には平地が広がり、遠州灘に面しては約10kmにわたる砂浜海岸が広がっています。

本市の年間平均気温は、17℃前後と比較的温暖で、降水量は過去10年間平均では1,900mm前後です。降雪はまれに見る程度ですが、冬季には「遠州のカラッ風」と言われる寒風が吹く日が多く、実際の気温よりも寒さを感じやすくなります。夏季には高温多湿となり、蒸し暑い日が多くなります。

▼過去10年間の平均気温と降水量の変化



資料：平成28年度掛川市統計書

3 歴史・沿革

本市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれ、5世紀前後の築造とされる大型古墳もあり、古代から中央政権を支える重要な地方都市が営まれてきました。戦国時代には、掛川城、高天神城、横須賀城と3つの城が地方の要衝として重要な役割を果たし、その後江戸時代には、掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成され、市内を通る東海道沿いに、掛川、日坂の2つの宿場が置かれたことから、城下町としての発展と共に、宿場町として交易の中継地としての役割を果たしつつ栄えてきました。

明治22年に市町村制が施行された当時、当市は1町28村に分かれていましたが、昭和29年から昭和35年にかけての昭和の大合併によって、掛川市、大須賀町、大浜町、城東村が誕生し、昭和48年に大浜町と城東村が合併して大東町が誕生しました。

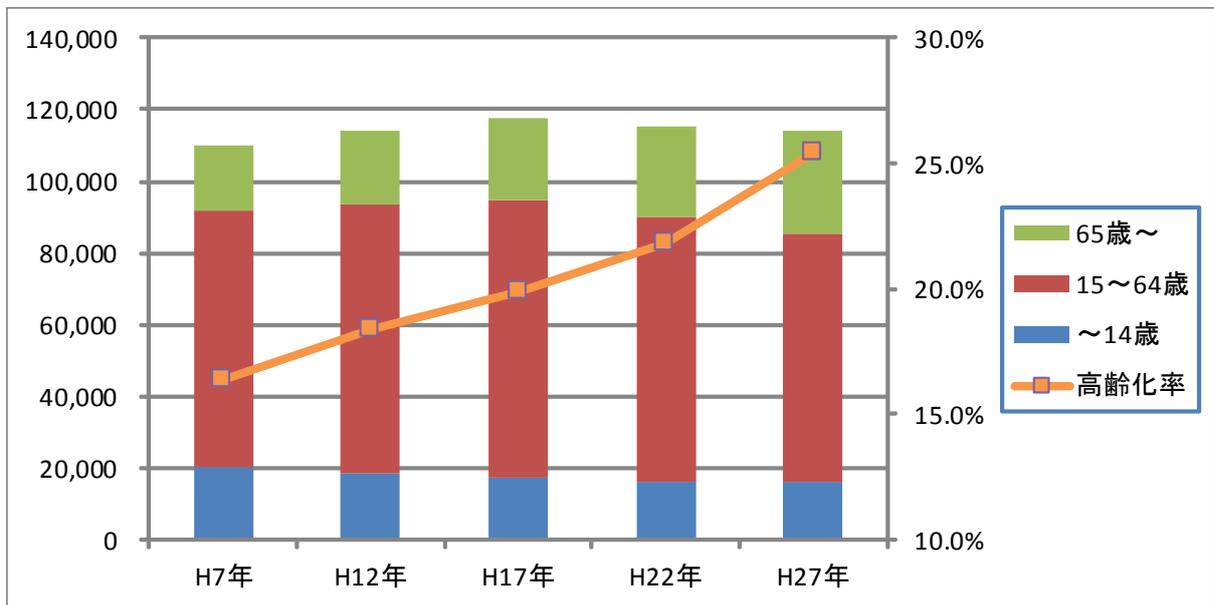
そして、掛川市、大東町、大須賀町は地方分権の進展や少子高齢化の進行等、様々な課題に的確に対応していくため、平成17年4月に合併をして現在の掛川市となりました。

4 人口

平成27年国勢調査による本市の総人口は、114,602人となり、平成22年国勢調査に比べ1,761人減少し、増減率はマイナス1.5%となっています。この増減率は、県平均のマイナス1.7%をやや上回っていますが、全国的な人口減少傾向の中、掛川市においても人口減少が進んでいます。

また、平成27年国勢調査における掛川市の高齢化率は25.4%となり、着実に上昇しています。

▼掛川市の人口と高齢化率の推移



資料：各年国勢調査

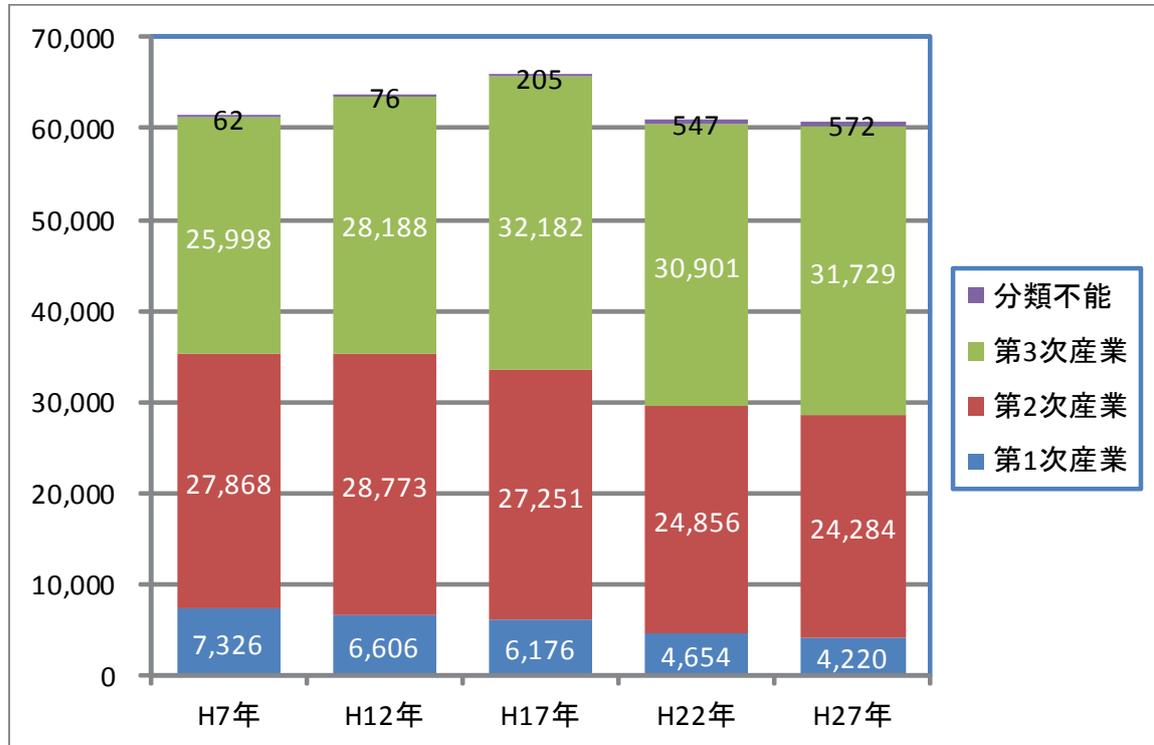
5 産業・経済

(1) 産業構造

平成27年国勢調査によると、本市の15歳以上人口98,137人のうち、労働力人口は63,422人で64.6%にあたり、減少が続いています。男女別就業人口比率をみると男性56.6%、女性43.4%となっており、女性の比率が上昇しています。就業人口の産業別構成は、就業者総数60,805人のうち第1次

産業が4,220人(6.9%)、第2次産業が24,284人(39.9%)、第3次産業は31,729人(52.2%)となっており、第1次、第2次産業の就業割合は減少し、第3次産業の割合が増加しています。
 ※総数のうち572人(1.0%)が分類不能のため、合計は100%になりません。

▼掛川市の産業別就業者数の推移



資料：各年国勢調査

(2) 林業

本市の森林面積は北部の人工林を中心とした森林と海岸部のクロマツ林等を合わせて約11,277haであり、林野率は42.4%です。2015年農林業センサスによれば、保有森林が3ha以上の林業経営体数は47となっています。北部の森林は長引く木材価格の低迷と森林所有者の高齢化等により森林整備が遅れ、荒廃森林の増加が深刻な問題となるなど、林業振興は環境の面からも重要な課題のひとつです。

(3) 農業

主要農産物として茶、鶏卵、米、いちご、メロン、トマト、酪農等があり、いずれも県内で有力な産地となっています。特に、荒茶生産量は全国でトップクラスを誇るとともに、品質も高く評価されています。その他特徴的な農産物としては、北部地域では施設園芸のバラ、レタス、南部地域では砂地を生かした人参、サツマイモ、里芋、スイカ等の栽培が盛んとなっており、安定した生産額を維持しています。

しかし、少数の専業農家を除いてほとんどが兼業化しており、農家数は減少傾向で、耕作放棄地の拡大が問題となっています。また、農業従事者の高齢化も深刻な問題です。

一方、平成25年には、生物多様性を守る伝統農法である「茶草場農法」が世界農業遺産に認定されるなど、環境保全型農業に注目が集まっています。

そのような中、農業経営者や行政などが集まり情報交換等を行う「農業活性化やる気塾」が活動を始めるなど、新しい農業振興の動きが見られます。

(4) 商業

掛川駅周辺を中心商業地と旧2町の商店街と大池、上西郷、大坂、西大淵地区の郊外型商業集積から構成されています。消費者ニーズの多様化と低価格を求めての大規模量販店志向等により、中小小売店の経営状況は厳しさを増しています。

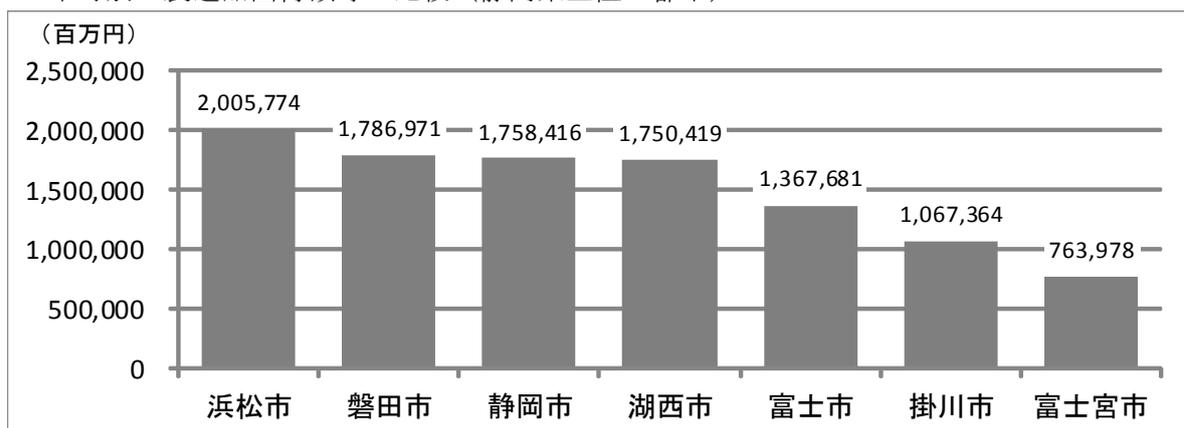
(5) 工業

企業誘致が積極的に展開され、化学工業や電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業が充実しているほか、幅広い産業がバランス良く立地しています。

平成26年工業統計調査によると、事業所数は343事業所となっており、これらの事業所は、エコポリス工業団地（東部工業団地）や新エコポリス工業団地、上土方工業団地などに多く立地しています。

平成26年製造品出荷額は約1兆673億円（県内6位）で、県内有数の工業生産を誇ります。

▼市町別の製造品出荷額等の比較（静岡県上位7都市）



資料：平成26年工業統計調査

(6) 観光

平成6年に日本初の本格木造天守閣として復元された掛川城、戦国時代に攻防が繰り返された高天神城跡、横須賀城跡、あるいは横須賀、日坂の昔の町並み、世界農業遺産に認定された茶草場農法といった歴史・文化資源があります。また、つま恋リゾート彩の郷、掛川花鳥園等のレジャー施設、大東温泉シートピア、倉真温泉、法泉寺温泉といった温泉施設を中心に様々な誘客への取り組みを行っています。

また、原野谷川上流のならここの里キャンプ場、小笠山の県民憩いの森、遠州灘海岸等の自然観光資源やサンサンファーム等の観光農園もあります。

近年では、サイクリングコースなども整備され、自然や農のある風景、街並みなどを楽しむ方が増えています。

(7) 交通

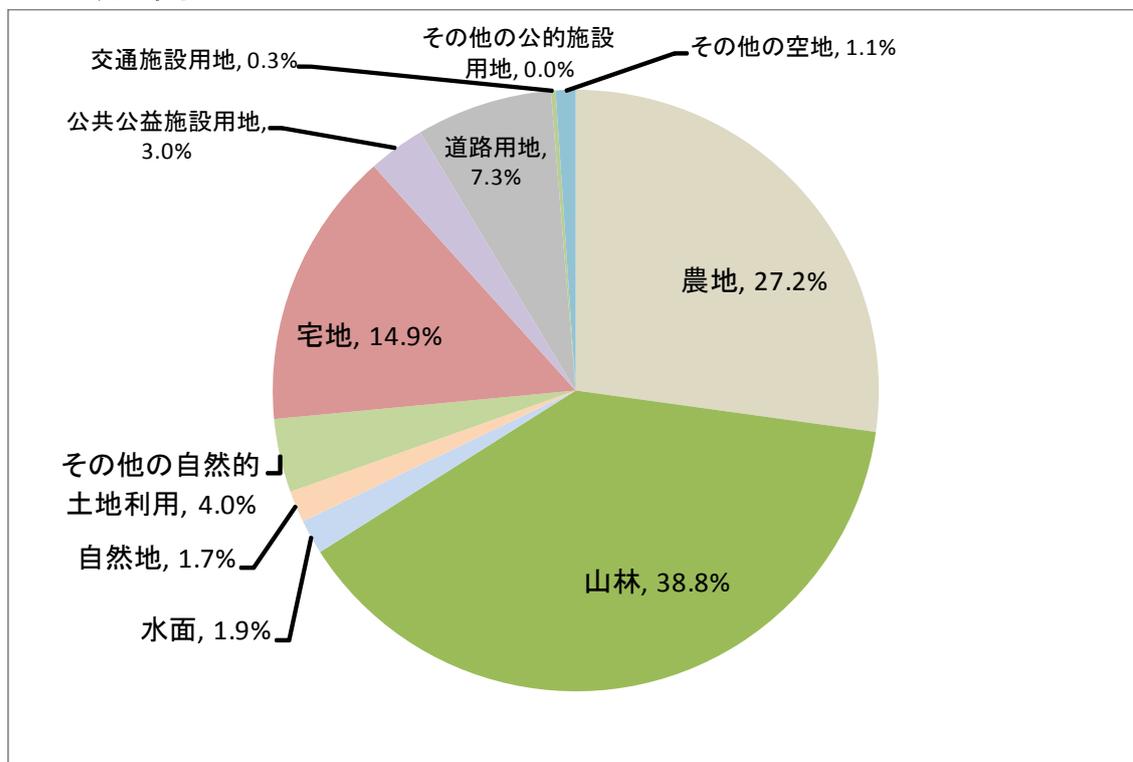
J R 東海道本線、J R 東海道新幹線、天竜浜名湖鉄道と東名高速道路、国道 1 号及びバイパス、国道150号が整備されています。さらに、平成24年には新東名高速道路が開通するとともに森・掛川ICが開設され、広域交通網の整備が進んでいます。

本市は、東西交通の要衝であり、産業・経済・文化などの振興を図るための重要な役割を果たしています。

(8) 土地利用

掛川市全体の土地利用状況は、平成24年度都市計画基礎調査によると山林の38.8%、農地の27.2%をはじめ、自然的土地利用が市域の73.5%を占めています。一方、都市的土地利用は、26.5%を占め、住宅用地や工業用地などの宅地が14.9%、道路用地が7.3%などとなっています。

▼土地利用状況



資料：平成24年度都市計画基礎調査

【第2章 ごみ編】

第1節 ごみ処理状況と課題

1 ごみ処理の歩み

(1) 掛川区域のごみ処理のあゆみ

年 代	特 記 事 項
昭和46年	・千羽清掃センター使用開始（第1期）
51年	・パッカー車で収集開始
54年	・本郷埋立場使用開始
56年	・ごみ集積所設置補助制度開始
59年	・千羽清掃センター使用開始（第2期）
63年	・板沢埋立場使用開始 ・かん、びんの分別収集開始
平成元年	・本郷埋立場閉鎖
5年	・集団回収団体に1kgあたり3円の回収活動奨励金制度開始
7年	・白色トレイを回収協力店で収集開始 ・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始
10年	・ペットボトルの分別収集開始 ・粗大ごみの休日回収開始（毎月第4日曜日9:00～11:00） ・集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり5円に増額
12年	・千羽清掃センター稼働協定期間延長（平成15年度末まで）
13年	・1市7町でごみ処理広域化計画策定 ・クリーン推進員制度発足 ・新分別（14種類、10月1日より16種類）の開始 ・プラスチック製容器包装週1回収開始（12月1日） ・ダイオキシン類対策特別措置法による清掃センター改造工事 ・市処理困難物協力店制度開始 ・掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合設立
14年	・祝日回収を開始（4月） ・マイバッグ運動開始 ・民間業者による有料粗大ごみ戸別回収開始（9月） ・生ごみ堆肥化実践教室開始（9月～11月） ・ごみ減量とリサイクル推進モデル地区の取組開始（2地区） ・ごみ減量とリサイクル推進モデル事業所の取組開始（6事業所） ・乾電池・充電式電池の毎月1回の回収開始（1月）
15年	・板沢最終処分場埋立期間の延長協定締結（平成30年度末まで） ・食用油モデル地区収集開始（8地区） ・新清掃センター（環境資源ギャラリー）建設開始 ・生ごみ堆肥化容器きえるくんの推奨開始 ・千羽清掃センター稼働協定期間再延長（平成17年9月末まで）
16年	・ごみ収集業務完全委託化 ・食用油市内全域回収開始（7月） ・かけがわ美化推進ボランティア事業開始

17年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ指定袋の要綱改正（紙製からポリエチレン製へ） ・千羽清掃センター閉鎖（9月2日） ・環境資源ギャラリー稼働、ごみ分別方法の変更（可燃・不燃ごみ）（9月5日） ・生ごみパッキン講習会開始
18年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量大作戦開始（11月）
19年	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝地区回収、民間処理業者へ剪定枝処理事業費補助制度開始（4月）
20年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋記名制を導入（1月） ・掛川市全域で燃えるごみの指定袋（大きさ・デザイン等）を統一
21年	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円に減額
22年	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金廃止（3月） ・集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円との差額に減額
24年	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙の行政回収廃止（4月）
25年	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法の施行に伴い、環境資源ギャラリーでパソコン回収開始
26年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別分類数変更 11分類（白色トレイ黄色から青ネット 9月） ・【アプリ】5374掛川（ごみなし掛川）開始（12月）
27年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理費用一部有料化開始（4月） ※9月末まで新旧ごみ指定袋併用期間、10月から新ごみ指定袋（燃えるごみ・燃えないごみ）へ完全移行
29年	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト補助制度再開 ・掛川市生ごみ処理容器キエーロ補助制度開始 ・みんなのメダルプロジェクト開始 ・我が社の健康・食べきり宣言、我が家の健康・食べきり宣言開始

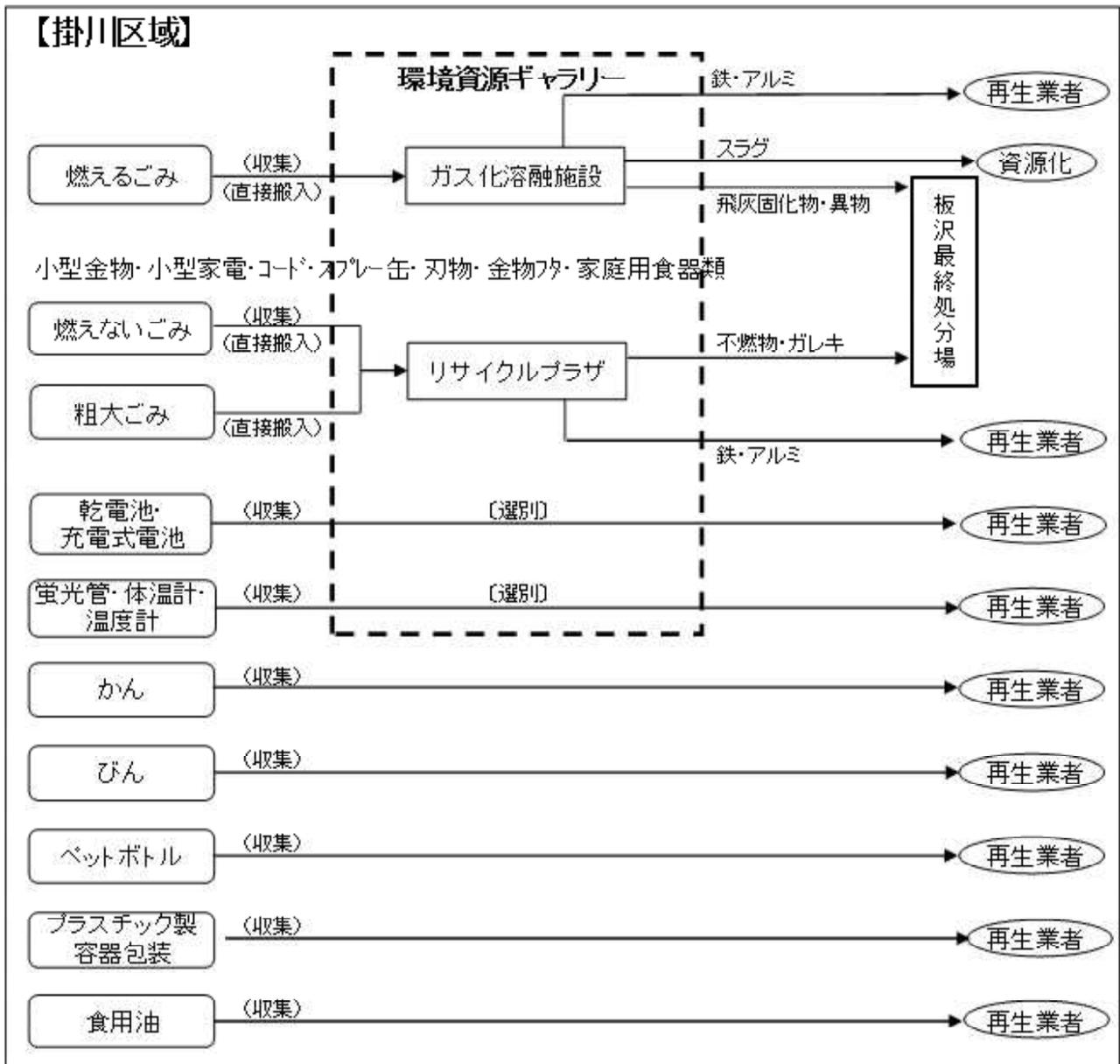
(2) 大東区域・大須賀区域のごみ処理のあゆみ

年 代	特 記 事 項
昭和52年	<ul style="list-style-type: none"> ・旧環境保全センター第1期供用開始（5月、旧大東町のみ）
55年	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大須賀町のごみ受入を開始（10月）
59年	<ul style="list-style-type: none"> ・旧環境保全センターに2号炉を増設
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ・高瀬最終処分場使用開始 ・東大谷最終処分場使用開始
7年	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境保全センター使用開始
9年	<ul style="list-style-type: none"> ・新井最終処分場使用開始 ・燃やさない収集ごみにペットボトルを追加
12年	<ul style="list-style-type: none"> ・大東区域において生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始
13年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別を28品目に変更 ・大須賀区域において生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始
16年	<ul style="list-style-type: none"> ・東大谷最終処分場第2期使用開始 ・グリーンサークルへの剪定枝処理委託開始 ・燃やすごみ収集を3地区から2地区に変更し、祝日収集を開始

16年	<ul style="list-style-type: none"> ・収集日をカレンダー方式に変更 ・白色トレイをプラスチック製容器包装と一緒にする ・びんの分別を5種類から3種類に変更
17年	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ地区回収開始 ・生ごみパッキン講習会開始
18年	<ul style="list-style-type: none"> ・食用油（月1回）の収集を開始 ・ごみ減量大作戦開始（11月）
19年	<ul style="list-style-type: none"> ・かん、びん、ペットボトル、古紙の回収を月2回から月1回に変更 ・プラスチック製容器包装、白色トレイの回収を月2回から週1回に変更 ・剪定枝の地区回収を開始
20年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全センター閉鎖（3月末） ・環境資源ギャラリーで大東・大須賀区域のごみ受入（4月） ・粗大ごみ地区回収月1回実施 ・掛川市全域で燃えるごみの指定袋（大きさ・デザイン等）を統一
21年	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円に減額
22年	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金廃止（3月） ・集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円との差額に減額
23年	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ地区回収廃止（3月）
24年	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙・古布の行政回収廃止（4月）
25年	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法の施行に伴い、環境資源ギャラリーでパソコン回収開始
26年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別分類数変更 17分類（白色トレイ黄色から青ネット 9月） ・【アプリ】5374掛川（ごみなし掛川）開始（12月）
27年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理費用一部有料化開始（4月） ※9月末まで新旧ごみ指定袋併用期間、10月から新ごみ指定袋（燃えるごみ）へ完全移行
29年	<ul style="list-style-type: none"> ・コンポスト補助制度再開 ・掛川市生ごみ処理容器キエーロ補助制度開始 ・みんなのメダルプロジェクト開始 ・我が社の健康・食べきり宣言、我が家の健康・食べきり宣言開始

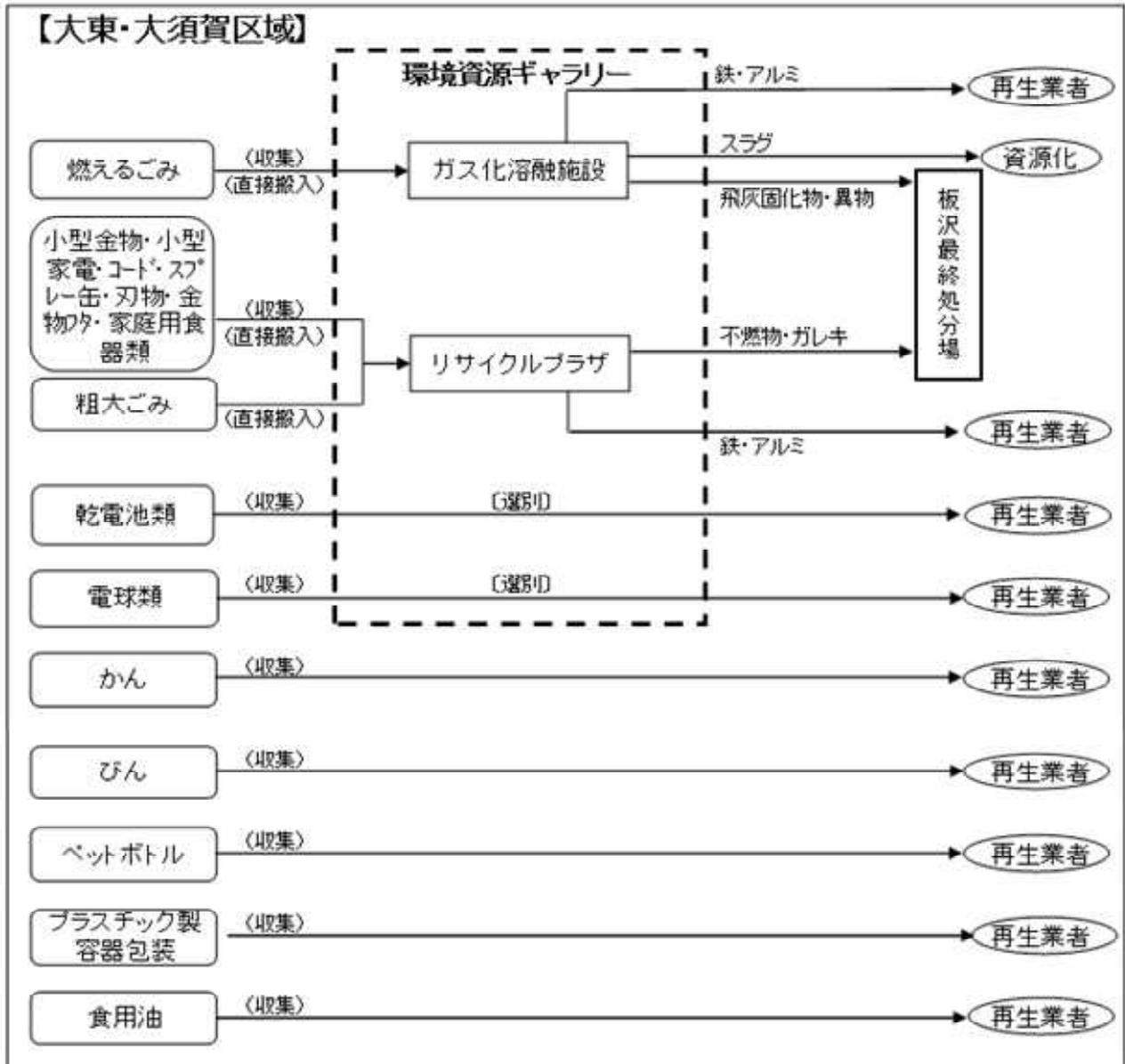
2 ごみ処理の流れ

(1) 掛川区域のごみ処理の流れを以下に示す（平成29年度）。



11種類：①燃えるごみ、②燃えないごみ、③乾電池・充電式電池、④蛍光管・体温計・温度計（水銀入り）、⑤かん、⑥びん（無色透明）、⑦びん（茶色）、⑧びん（その他）、⑨ペットボトル、⑩プラスチック製容器包装、⑪食用油

(2) 大東区域・大須賀区域のごみ処理の流れを以下に示す（平成29年度）。



17種類：①燃えるごみ、②～⑧燃やさないごみ（小型金物、小型家電、コード類、スプレー缶、刃物類、金物のフタ類、家庭食器類）⑨乾電池類、⑩電球類、⑪かん、⑫びん（無色透明）、⑬びん（茶色）、⑭びん（その他）、⑮ペットボトル、⑯プラスチック製容器包装、⑰食用油

3 ごみの分別区分及び集積所の管理

(1) ごみの分別区分（掛川区域）

【集積所に出せるもの】

分別区分	内 容
燃えるごみ	生ごみ、貝殻・カキ殻、紙くず、紙おむつ類、ゴム、皮革、プラスチック製品、木片、落葉、布・衣類（汚れ、傷みのひどいもの）
燃えないごみ	鏡・ガラス類、せともの類、刃物・磁石、金属類、小型家電、スプレー缶、ライター
びん	無色透明、茶色、その他の色
かん	アルミ、スチール、食品類の缶
ペットボトル	飲料用、しょうゆ・酒類用・焼酎・本みりん等
食用油	植物性
プラスチック製 容器包装	ポリ袋、シャンプー・リンス等の容器、カップ・パック類、フタ類、白色・色物トレイ類、その他発泡スチロール類
乾電池・充電式電池	乾電池、充電式電池、ボタン電池
蛍光管、体温計・ 温度計（水銀入り）	

(2) ごみの分別区分（大東区域・大須賀区域）

【集積所に出せるもの】

分別区分	内 容
燃えるごみ	生ごみ、貝殻・カキ殻、紙くず、紙おむつ類、ゴム、皮革、プラスチック製品、木片、落葉、布・衣類（汚れ、傷みのひどいもの）
電球類	電球、蛍光灯、豆電球、体温計（水銀入り）、温度計（水銀入り）
小型家電	カメラ、電気ポットなど
コード類	電源コード、アダプタ、電線など
乾電池類	乾電池、充電式電池、ボタン電池
スプレー缶	殺虫剤、卓上用ガスボンベなど
刃物類	包丁、釘、かみそり、針など
金物のフタ類	
小型金物	なべ、やかん、針金など
家庭食器類	せともの、ガラス、少量の瓦など
びん	無色透明、茶色、その他の色
かん	アルミ、スチール、食品類の缶
ペットボトル	飲料用、しょうゆ・酒類用・焼酎・本みりん等
食用油	植物性
プラスチック製 容器包装	ポリ袋、シャンプー・リンス等の容器、カップ・パック類、フタ類、白色・色物トレイ類、その他発泡スチロール類

(3) ごみの分別区分（全区域共通）

【資源として指定された回収場所に持ち込めるもの】

古紙（４種類）	新聞・チラシ、段ボール、雑誌・本・カタログ等、紙パック
古布類、靴、かばん	古布（毛布、タオル等）、衣類、靴、かばん
小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、小型ゲーム機、電子体温計、電卓等

【粗大ごみ（環境資源ギャラリーに持ち込めるもの）】

粗大ごみ	布団、テーブル、タンス、ストーブ、ガステーブル、ソファ、自転車、マッサージチェア、オルガン等
------	--

【市では処分できないもの】

家電リサイクル法対象家電	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
処理困難物	自動二輪車（原動機付き自転車含む）、ピアノ、ガスボンベ、自動車部品（タイヤ、バッテリー含む）、特殊な機械、農薬、廃油、塗料、農機具・農業用機械、農業用ビニール、産業廃棄物等

(4) ごみ分別及び集積所に係る課題

① 集積所への不適正排出

分別が間違っている場合や収集を行わない日に排出するなどのルール違反が見られます。市による指導強化の他、地区役員、クリーン推進員との連携により対応しております。特にアパートやマンション等の集合住宅では、不適正なごみが後を絶たない状況にあります。

② 事業所による排出

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、原則として直接搬入、又は一般廃棄物処理業許可業者に依頼するよう指導しておりますが、小規模な事業所は地区のごみ集積所を利用しており、ごみ分別や水切りが出来ていないことが多く、これに伴う問題も起きています。

③ 集積所の管理

集積所は、自治区において管理されており、不適正なごみがあり収集されなかった場合は自治区で対応することになっています。

アパートやマンション等の集合住宅では、ごみの分別できていない事案が見られ、その多くは、単身者や短期で転入転出を繰り返している労働者、外国人が原因者となっています。このような点を含め、集合住宅に関係するごみ集積所への不適正排出が多数確認されているため、市、自治区、集合住宅管理会社・オーナー及び収集運搬会社が連携して繰り返し対応していく必要があります。

④ 資源物等の持ち去り

集積所に出されたごみについては、廃棄物処理法の定めにより市に処理責任があるとされているため、資源物を含むすべての所有権は市に帰属します。

市では、相次ぐ資源物等の持ち去りに対し、早朝等に行う定期的な監視パトロールや啓発看板の配布など持ち去り防止に努めていますが、持ち去り被害は市内各地で確認されているのが現状です。

⑤ 指定袋について

現在使用されている指定袋は、掛川区域では可燃ごみ（20リットル・30リットル）及び不燃ごみ（30リットル）、大東区域・大須賀区域では可燃ごみ（20リットル・30リットル）のみです。

ごみ出しに責任を持って貰うことと、不適正ごみの処理にあたる自治区役員等の負担軽減のため、市内全区域で指定袋への記名制を導入していますが、無記名のままごみ出しを行う世帯が未だに存在します。

⑥ 分別方法の統一について

不燃物については、掛川区域では袋回収方式、大東・大須賀区域ではコンテナ回収方式となっており、回収方法に違いがあります。

今後、地域から自発的に統一を望む声があがり、意見がまとまった場合は、統一の方向で協議等を進めていきます。

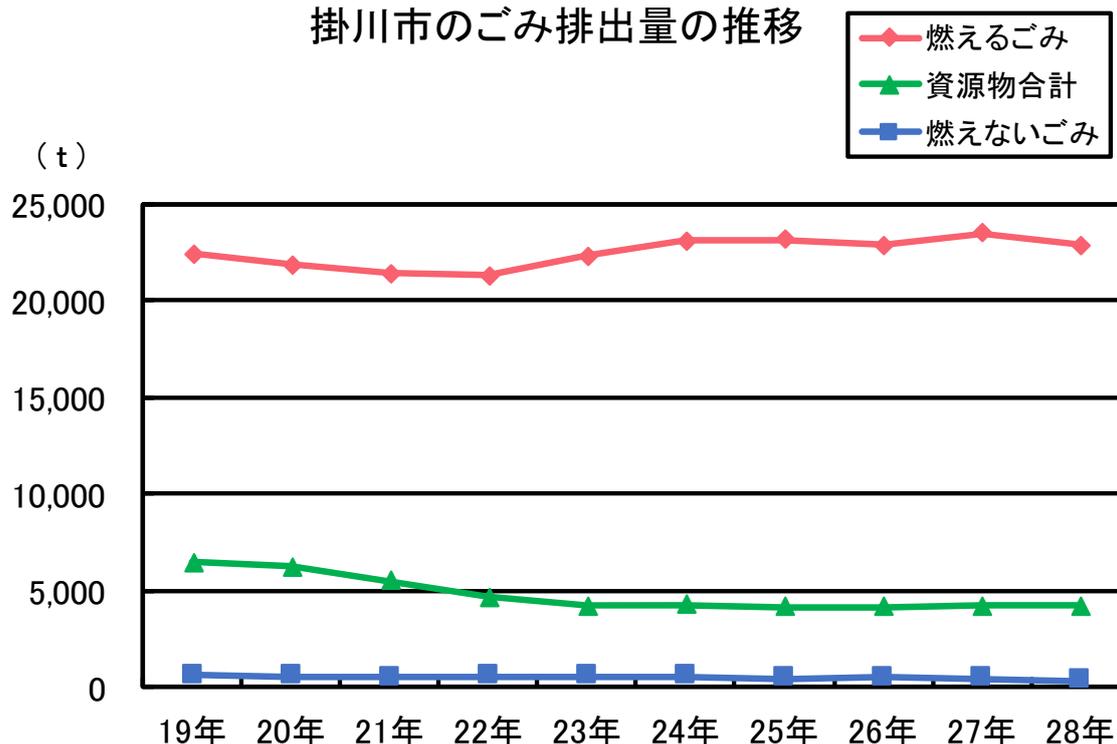
4 ごみ排出量の推移

(1) 掛川市全域

(単位：トン)

年 度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
燃えるごみ	22,418	21,827	21,406	21,266	22,296	23,062	23,122	22,836	23,477	22,832
燃えないごみ	617	542	525	579	546	565	424	481	431	353
かん	301	282	256	238	219	220	201	176	155	140
びん	729	711	601	553	541	534	505	490	448	447
ペットボトル	269	237	241	241	236	233	231	209	204	227
プラスチック製容器包装	1,101	1,159	1,141	1,185	1,071	1,064	1,063	1,090	1,081	1,143
白色トレイ	41	30	27	24	20	27	28	12	0	0
古紙	2,198	1,312	948	772	543	84	111	93	70	67
古布	56	16	12	10	9	0	74	75	69	69
金属回収	908	796	812	702	667	654	648	608	668	670
乾電池・蛍光管	42	56	42	59	38	37	55	38	56	37
食用油	35	35	38	39	36	37	36	37	38	37
剪定枝	757	1,581	1,402	828	832	1,396	1,223	1,337	1,436	1,399
資源物合計	6,437	6,216	5,520	4,651	4,212	4,285	4,175	4,165	4,225	4,236
排出量合計	29,472	28,585	27,451	26,496	27,053	27,913	27,721	27,482	28,133	27,421
集団回収	4,440	4,911	4,629	593	511	374	312	254	164	129
総排出量	33,912	33,495	32,081	27,089	27,564	28,287	28,033	27,736	28,298	27,550

掛川市のごみ排出量の推移



(2) ごみ排出量から読み取られる課題

平成21年度から平成22年度にかけて、ごみ総排出量が大幅に減少しています。これは、資源化
物回収活動奨励金制度の一部変更に伴い、古紙の集団回収が大幅に減少したためと考えられます。

燃えるごみは、ごみ総排出量の約8割を占めるため、燃えるごみを減らすことがごみ総排出量
の削減に最も効果的であると考えられますが、事業系ごみが増加傾向にあるため、分別等の徹底
が求められています。

資源物及び燃えないごみについては、近年横ばい状態にあります。それらの収集運搬や処理
には多額の費用が掛かっているため、排出量を抑制していく必要があります。

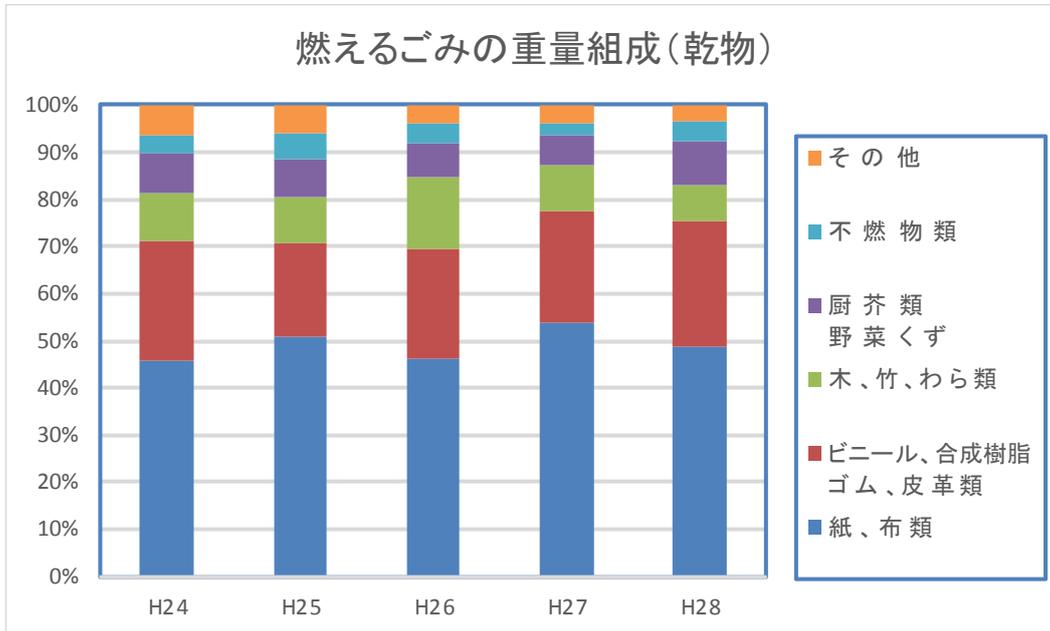
総排出量は、大幅に減少した平成22年以降は横ばいで推移しています。平成27年に開始したご
み処理費用の一部有料化の成果が多少現れはじめていますが、今後もさらなる排出抑制に努める
必要があります。

5 燃えるごみの組成

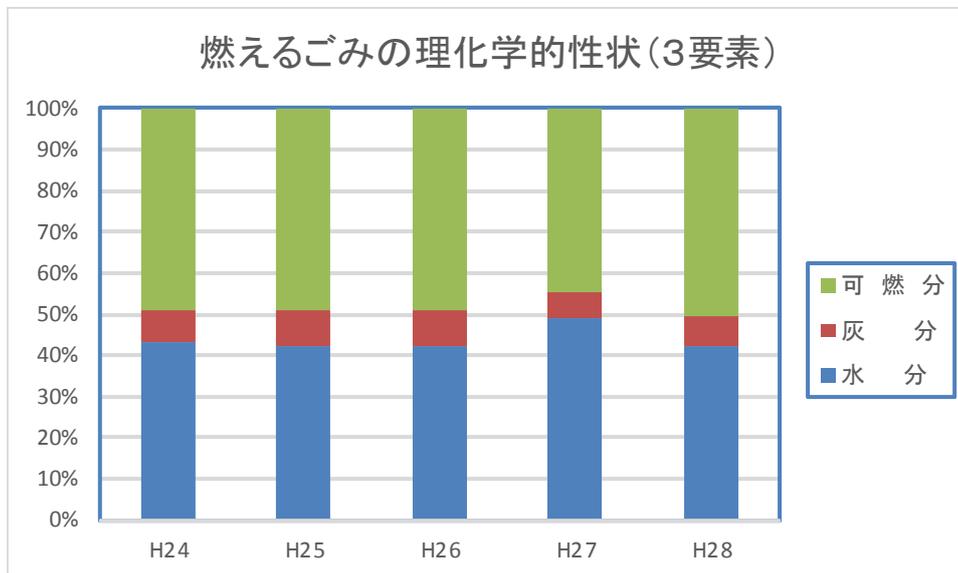
本市では、年4回の組成調査を行っています。

以下のグラフでは、年4回実施した調査の平均値を時系列で示しています。

(1) 燃えるごみの組成調査結果



※ 燃えるごみの重量組成(乾物)は、ごみを乾燥させた後に分類し重量を計量したものです。



※ 燃えるごみの理化学的性状は、以下の方法により算出します。

可燃分：乾燥後の燃えるごみと焼却後の燃えるごみの重量差

灰分：焼却後の燃えるごみの残渣

水分：排出された燃えるごみと乾燥後の燃えるごみの重量差

(2) ごみ組成調査から読み取れる課題

生ごみについては、乾物の状態では燃えるごみ全体の10%程度ですが、実際に搬入される段階では、水分量から算出するとその割合は燃えるごみ全体の25%程度になるため、今後継続して生ごみ減量施策を展開していく必要があります。特に事業系の生ごみについては、飼料化を行っている事業者の協力を仰ぎリサイクルを促進していく必要があります。

全体として、紙・布類の割合が高いため、古布回収、値札等の小さい紙のリサイクルについて周知していく必要があります。

6 収集、運搬の状況

(1) ごみの収集、運搬の状況（掛川区域）

分別区分	収集頻度	排出方法	収集主体	収集方法
燃えるごみ	週2回	指定袋	委託	ステーション方式
燃えないごみ	月1回	指定袋		
びん（3種類）	月1回	コンテナ		
かん	月1回	コンテナ		
ペットボトル	月1回	ネット袋		
食用油	月1回	コンテナ		
プラスチック製容器包装	週1回	ネット袋		
乾電池・充電式電池	月1回	コンテナ		
蛍光管、体温計・温度計（水銀入り）	月1回	指定袋等		

(2) ごみの収集、運搬の状況（大東区域・大須賀区域）

分別区分	収集頻度	排出方法	収集主体	収集方法
燃えるごみ	週2回	指定袋	委託	ステーション方式
びん（3種類）	月1回	コンテナ		
かん	月1回	コンテナ		
ペットボトル	月1回	ネット袋		
食用油	月1回	コンテナ		
プラスチック製容器包装	週1回	ネット袋		
電球類	月1回	コンテナ		
小型家電	月1回	コンテナ		
コード類	月1回	コンテナ		
乾電池類	月1回	コンテナ		
スプレー缶	月1回	コンテナ		
刃物類	月1回	コンテナ		
金物のフタ類	月1回	コンテナ		
小型金物	月1回	コンテナ		
家庭食器類	月1回	コンテナ		

(2) 収集、運搬に係る課題

本市は、平成17年4月に旧掛川市、旧大東町、旧大須賀町の1市2町が合併し、新掛川市となりました。旧大東町と旧大須賀町とは、2町で衛生施設組合を設立していたことから、ごみの分別や収集運搬体制は統一されていましたが、旧掛川市とは異なった状況にありました。合併後、平成19年度をもって旧2町で使用していた環境保全センターが閉鎖され、平成20年度からは環境資源ギャラリーへ搬入が統一されましたが、不燃物の分別、収集方法は統一されていません。

分別方法と同様に、今後、地域から自発的に統一を望む声があがり、意見がまとまった場合は、統一の方向で協議等を進めていきます。

7 中間処理の状況

(1) 掛川区域の中間処理

区 分	中間処理の主体	処理方法
燃えるごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	ガス化溶融
燃えないごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	資源選別
びん（3種類）	委託業者	選別
かん	委託業者	選別・圧縮
ペットボトル	委託業者	圧縮梱包
食用油	委託業者	選別・保管
プラスチック製容器包装	委託業者	圧縮梱包
乾電池・充電式電池	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
蛍光管、体温計・温度計（水銀入り）	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
粗大ごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	破碎・選別

※ 区分に表示が無い廃棄物は、中間処理を行っていない廃棄物です。

(2) 大東区域・大須賀区域の中間処理

区 分	中間処理の主体	処理方法
燃えるごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	ガス化溶融
びん（3種類）	委託業者	選別
かん	委託業者	選別・圧縮
ペットボトル	委託業者	圧縮梱包
食用油	委託業者	選別・保管
プラスチック製容器包装	委託業者	圧縮梱包
電球類	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
小型家電	掛川市・菊川市衛生施設組合	破碎・選別
コード類	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別
乾電池類	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
スプレー缶・刃物類・小型金物	掛川市・菊川市衛生施設組合	破碎・圧縮
金物のフタ類	掛川市・菊川市衛生施設組合	破碎・圧縮
粗大ごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	破碎・選別

※ 区分に表示が無い廃棄物は、中間処理を行っていない廃棄物です。

(3) 中間処理施設の概要

施設名称	環境資源ギャラリー		
所在地	掛川市満水2319番地		
敷地面積	47,134.20㎡		
建築面積	工場棟 5,228.93㎡ 管理棟 809.13㎡ ストックヤード 315.06㎡		
処理能力	①ガス化溶融施設	70 t / 24 h × 2 炉	計140 t / 日
	②リサイクルプラザ施設	30 t / 5 h	
処理方式	①ガス化溶融施設 燃焼溶融設備 キルン式ガス化溶融炉 ②リサイクルプラザ施設 破碎設備 衝撃型回転式破碎機（不燃性粗大ごみ、不燃ごみ） 切断機（可燃性粗大ごみ） 選別設備 磁力選別機＋アルミ選別機（不燃性粗大ごみ） 手選別＋磁力選別機（不燃ごみ）		
工期	着工 平成15年5月15日、竣工 平成17年8月31日		
稼働	平成17年9月5日		
総事業費	74億7,594万円		

8 ごみ処理経費

(1) 本市におけるごみ処理費用（平成27年度実績）（単位：円）

区分	ごみ処理費用 （収集・処理）	1人当たりの ごみ処理費用	1kg当たりの ごみ処理費用	手数料等 収入
燃えるごみ	909,145,532	7,736.1	38.7	0
燃えないごみ（瓦礫）	71,981,225	612.5	167.1	169,560
資源物	97,936,811	833.4	37.1	0
合計	1,079,063,568	9,182.0	—	169,560

※ 人口：117,520人（平成28年3月31日現在）

(2) 県内市町との比較

一般廃棄物処理事業のまとめ（26年度、静岡県）によると、県内市町の1人当たりのごみ処理費用は平均で12,183円／人・年ですが、本市は9,182円／人・年と平均を下回っています。

(3) ごみ処理経費に係る課題

本市におけるごみ処理経費は、県内平均を下回ってはいますが、今後、施設の老朽化が進む中、どのようにごみ処理経費を抑制していくかについて、検討していく必要があります。

9 資源化物回収活動奨励金の状況

(1) 奨励金の交付状況

本市では、集団回収登録団体に対し古紙の回収量に応じて奨励金を交付しています。

（4円／kg から回収業者による引取価格を減じて得た額）

(単位：t、千円)

年度	集団回収団体数	古紙回収量	交付金額
24	66	354	754
25	65	322	765
26	64	253	608
27	63	164	379
28	45	129	321

(2) 集団回収に係る課題

古紙については、自治区単独で行う集団回収が増えたため、平成24年度からは行政回収を廃止しました。

回収日や収集方法が行政回収と異なる場合があり、転入者など一部の住民の間で情報が行き渡っていない可能性があるため、行政側としても、集団回収を行う団体を把握しておく必要があります。

平成21年及び平成22年の集団回収奨励金交付制度の一部変更及び平成24年の行政回収廃止から一定期間が経過し、交付金額及び集団回収団体数が減少してきているため、奨励金交付制度について再考する必要があります。

近年では、スーパーやホームセンター等に設置されている古紙回収コンテナの利用が多くなり、自治区が単独で行う集団回収における回収量が減少しており、回収量が見込めないことを理由に撤退する古紙回収業者も出てきています。集団回収は行政回収を廃止して以降、交通手段のない方の古紙回収を補完していた側面もあったため、今後は小中学校のPTA活動等に頼らざるを得ない地域が増える可能性があります。

10 生ごみ減量化施策

本市では、燃えるごみのうち25%を占めている生ごみの減量化施策として、生ごみ処理容器の普及に努めております。

(1) 生ごみ処理容器「コンポスト」の普及

① コンポストの概要

この容器は、庭や畑等で土の中にいる微生物の働きを利用し、生ごみを分解させて堆肥化できるため、より環境に優しい生ごみ処理が可能です。

(2) 生ごみ処理容器「生ごみパッキン」の普及

① 生ごみパッキンの概要

発泡スチロールを用いた外箱と杉チップや堆肥、鶏糞などを混ぜて作った中身により作製しています。この容器は、電気式生ごみ処理機とは異なりエネルギーを使うことなく生ごみを処理できるため、より環境に優しい生ごみ処理が可能です。

② 講習会の実施

平成17年度から継続して実施しており、平成28年度は、3回の講習会（17人参加）を実施しました。講習会開催の周知は、広報かけがわ等で行っています。

年度	講習会開催回数	参加者数
24	4回	20人
25	4回	23人
26	3回	10人
27	4回	25人
28	3回	17人

(3) 生ごみ処理容器「キエーロ」の普及

① キエーロの概要

掛川市が、平成29年度から新たに普及を目指す生ごみ処理容器。

手作りの木箱に黒土を入れ、透明ポリカ波板の屋根を斜めにつけた形で、土（バクテリア）、日光、風の力で生ごみを分解させ処理する生ごみ処理容器です。

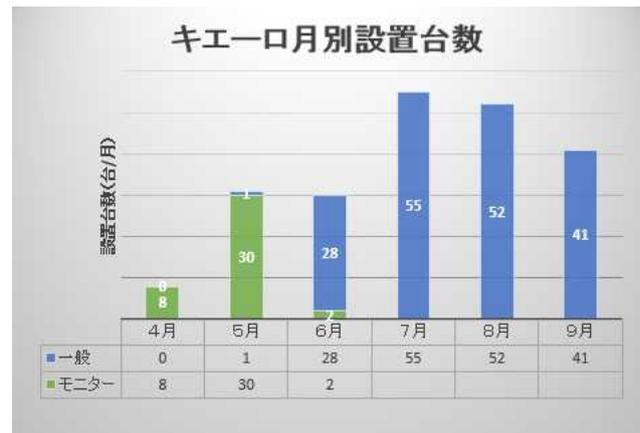
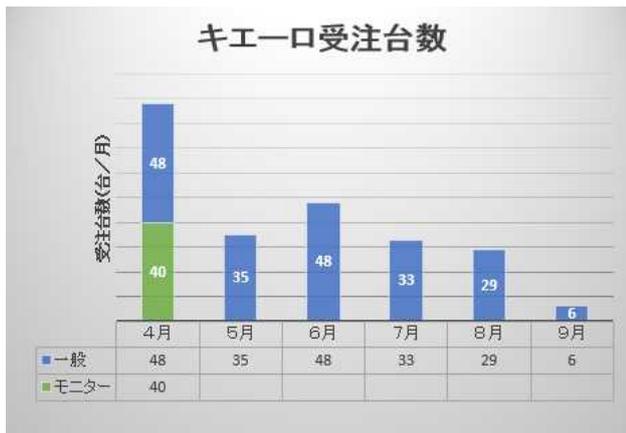
特徴は、夏は5日ほど、冬は2週間ほどで生ごみが消滅し、臭わない、虫がわきにくい、水切りの必要がない、土の量が増えない、茶殻もよく分解される等があります。

② 周知方法

広報かけがわ、掛川市ホームページ等を始めとして、できるだけ顔を合わせて説明するため、平成29年度は上半期（4～9月）で57回、自主防災会議、食推協、各種講座等の会合へ出席し、延べ3,796人への説明を実施しました。

③ キエーロ普及状況（上半期：平成29年9月末日現在）

	受注台数			設置台数		
	モニター	一般	合計	モニター	一般	合計
4月	40	48	88	8	0	8
5月		35	35	30	1	31
6月		48	48	2	28	30
7月		33	33		55	55
8月		29	29		52	52
9月		6	6		41	41
合計	40	199	239	40	177	217



(4) 事業系生ごみのリサイクル

飲食店、給食センター等の事業所から排出される生ごみは、一般家庭と異なり一度に大量に排出されるためリサイクルを実施しやすい状況にあります。本市では、一般廃棄物処理許可業者で生ごみの飼料化事業を行っている事業者を活用する生ごみのリサイクルを促進しております。

今後、異物や動植物性非加熱のものが混入されていない生ごみを排出している事業者に対し、飼料化事業への転換を働きかけていく必要があります。

(5) 生ごみ処理に係る課題

ごみの減量、再資源化の更なる推進のため、生ごみ処理容器の普及促進を図る必要があります。家庭から出る可燃ごみの約25%を占める生ごみの減量化策として、堆肥化等により減量化が図られるコンポスト、生ごみパックン、キエーロ等の生ごみ処理容器への助成を行っていきます。

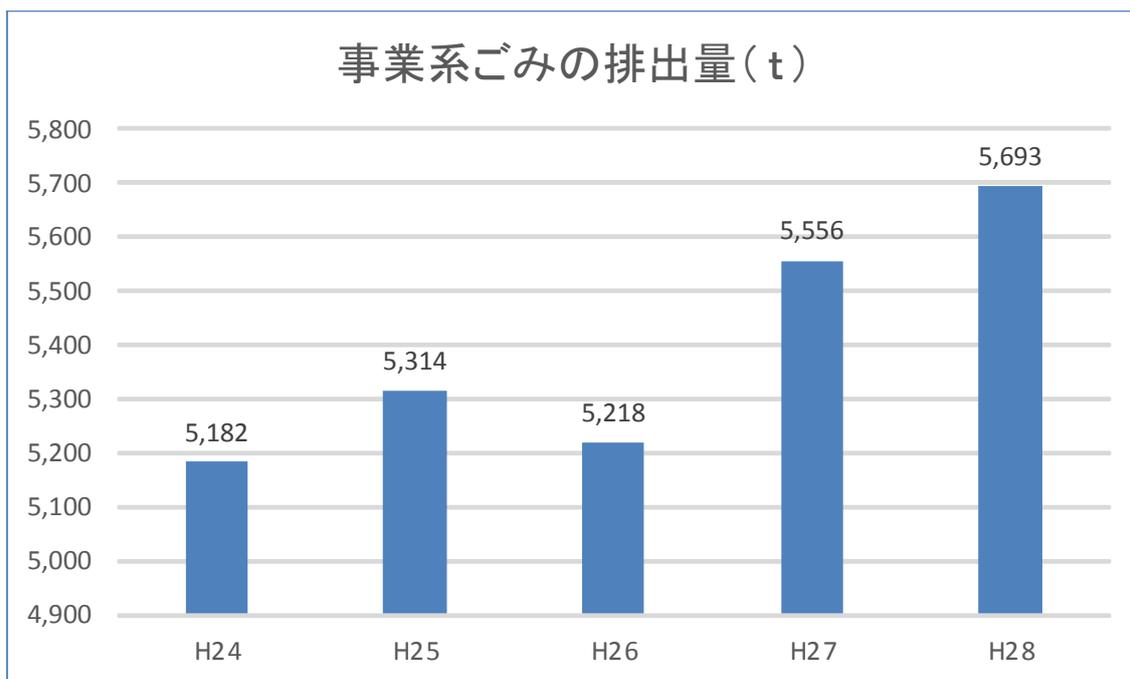
生ごみ処理は、災害時における課題でもありますので、その処理対策として、微生物の働きにより生ごみを分解させる処理容器による処理方法を紹介していきます。

また、食品ロス削減へ向けた取り組みを推進していく必要があるため、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会及び静岡県が実施する食べきりキャンペーン等の事業とともに、市の食べきりカードを活用し「我が社の食べきり宣言」「我が家の食べきり宣言」を広く紹介していきます。

11 事業系廃棄物の減量施策

(1) 事業系ごみの現状

以前との人口動態や社会情勢を比較しますと、観光交流客数や事業所数の増加、超高齢社会となり老人介護施設や医療施設等が開設されました。それとともに事業系一般廃棄物は増加傾向にあります。事業系ごみ増加の一つとして、紙おむつの排出増加が考えられます。市内の事業所が増えることは市の発展の観点からは非常に良いことですが、ごみ減量の観点からみれば大きな負荷となります。



(2) 事業系ごみに係る課題

家庭系ごみに比べて分別や減量が進まず、増加傾向にある事業系一般廃棄物について、減量施策を事業展開する必要があります。大量に消費される紙おむつの処理方法の研究や、環境資源ギャラリーへの搬入時に搬入ごみの内容検査を継続実施するとともに、中小企業など各事業所への訪問指導を強化し、改善報告書の提出を求め、適正排出及び減量化・資源化の促進を図っていきます。

また、事業系生ごみについては、異物や動植物性非加熱のものが混入されていない生ごみを排出している事業者に対し、飼料化事業への転換を働きかけていく必要があります。

12 ごみ減量・分別講話

(1) 講話の現状

ごみに関する情報発信については、定期的に行う広報かけがわやホームページへの掲載をはじめ、出前講話によりごみ減量への取り組みを紹介しています。

(2) 周知の課題

ごみに関する情報発信については、ごみ減量意識の高揚を図るため、随時、最新情報を広く紹介していく必要があります。広報かけがわやホームページにごみの排出状況や処理に掛かる経費などを掲載するとともに、出前講話によりごみ減量への取り組みを紹介し、ごみ減量意識とごみ処理に対するコスト意識の高揚に努めていきます。

また、ごみ処理施設、リサイクルプラザ施設、市民の体験学習を通じ環境に関する啓発・学習・情報発信の場としたエコみらい館（容器包装博物館）の3施設で構成された環境資源ギャラリーによる情報発信を図っていきます。

13 ごみ処理費用の一部有料化施策

(1) 制度の現状

平成27年10月1日からごみ処理費用の一部をごみ袋販売価格に含む販売に完全移行しました。家庭系収集可燃ごみについて毎月集計し、ごみの排出量を有料化制度前である平成26年度と比較することで、有料化によるごみ減量効果を検証しています。

また、環境省実施の一般廃棄物処理事業実態調査で、人口10万人以上50万人未満の自治体における市民1人1日当たりのごみ総排出量についても、評価の参考としています。

(2) 減量効果の評価の課題

ごみ排出量は社会情勢等に大きく左右されるため、有料化制度に特定した減量効果の評価は困難であり、長期的な視点に立った検証及び評価が必要です。

14 不法投棄の状況

(1) 不法投棄の発生件数と回収量

(単位：件、t)

年度	件数	回収量
H24	272	11.1
H25	255	17.0
H26	184	15.6
H27	179	14.0
H28	195	16.0

(2) 対策事業

- ・不法投棄防止看板（外国語版含む）の作成と配付
- ・防止柵の設置（地元自治区及びまちづくり協議会、生涯学習協働推進課等との協力）
- ・広報等による啓発活動
- ・不法投棄防止夜間パトロールの実施
- ・美化推進ボランティア（アダプトプログラム）の推進
- ・不法投棄の回収及び処理
- ・映像記録カメラの自治区への貸出



(3) 不法投棄に関する法律

廃棄物処理法に不法投棄を禁止する条文が記載されています。

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

(3) 美化ボランティア

掛川版アダプトプログラムとして、地域のごみ拾い等の活動を行う美化ボランティア事業を推進しています。対象は、事業所、各種団体、個人とし、地域のごみ拾いや不法投棄の情報提供をしていただいています。

<活動実績>

年度	活動団体	実施回数	延べ参加者	回収量
H24	99 団体	1,358 回	8,920 人	10,551 kg
H25	101 団体	1,266 回	8,392 人	14,546 kg
H26	102 団体	1,319 回	16,583 人	18,706 kg
H27	107 団体	1,400 回	17,501 人	18,329 kg
H28	112 団体	1,373 回	13,396 人	13,764 kg

(4) 不法投棄に係る課題

様々な対策を講じているものの、不法投棄の件数、回収量は減る傾向にありません。時には、事業者による不法投棄も確認されています。発生件数に関しては、1カ所に複数の不法投棄をされた場合は1回としてカウントしていることや市民が自主的に回収されている場合も相当数あることを考慮すると、実際には市で把握している件数以上の不法投棄が発生しています。

人目につかない場所への不法投棄には、有効な対応策が無いのが現状です。不法投棄防止看板やフェンスの設置、映像記録カメラの自治区への貸出等を行い、一定の効果は得られているものの、全体としては評価できる状況にはありません。

不法投棄者の早期発見に努め、発見できた場合は警察と連携し、適切な指導をしなければなりません。不法投棄者を発見できない場合には、土地の所有者が処理をしなければならないため、自己所有地の草刈りを行う等、ごみを捨てにくい環境づくりを行うとともに、「不法投棄は犯罪である」との周知 PR、警察署や保健所と連携した取り締まりを実施し、より徹底した防止策を講じていく必要があります。

15 ごみ減量・リサイクルに係る主要な啓発事業

(1) 主要な啓発事業

- ①分別マニュアル・カレンダーの作成と配付
- ②広報かけがわ・市ホームページによる情報提供
- ③転入時の分別説明（市民課窓口にて）
- ④集積所設置用看板の配付
- ⑤クリーン推進員視察研修の開催
- ⑥ごみ集積所巡回指導

- ⑦事業所巡回指導
- ⑧ごみ減量講話の開催
- ⑨共同住宅適正排出指導（行政、管理会社、地区、収集運搬会社）
- ⑩環境学習の実施
- ⑪啓発看板・幟旗の作成
- ⑫新聞等マスメディアへの投稿
- ⑬各種イベントでの啓発

(2) ごみ減量日本一

①事業目的

環境省実施の全国一般廃棄物処理事業実態調査で、人口10万人以上50万人未満の市民1人1日当たりのごみ総排出量について、全国1位を目指し、家庭や事業所から発生する燃えるごみの抑制や省エネ活動を促進しています。

また、大東区域及び大須賀区域のごみを環境資源ギャラリーで合同処理するごみ減量大作戦に加え、ごみの分別による資源化処理の拡大を目的として、焼却施設等の延命化を図ります。

②主な施策

- ・事業系ごみ搬入時検査と排出事業所への分別指導
- ・指定ごみ袋の記名制全区域統一（地区内で申し合わせがある場合はそれに従う）
- ・古紙回収コンテナ設置の推進
- ・資源化物回収活動交付金
- ・大型小売店との協定締結によるレジ袋有料化
- ・剪定枝処理事業補助金制度
- ・剪定枝等地区回収事業
- ・古布、くつ、かばんの回収ボックスの設置
- ・使用済小型家電回収ボックスの設置（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までみんなのメダルプロジェクトに参画）
- ・クリーン推進員によるごみ集積所指導、当番表作成、適正な再分別活動等への協力
- ・かけがわ美化推進ボランティア事業
- ・4Rの推進
- ・ごみ処理費用の一部有料化制度
- ・剪定枝粉砕器地区貸与事業
- ・映像記録カメラ貸与事業
- ・剪定枝粉砕器家庭貸与事業
- ・生ごみ減量化活動支援事業（コンポスト、パッキン、キエーロ）
- ・共同住宅適正排出指導（行政、管理会社、地区、収集運搬会社）

(3) マイバッグ運動

①事業目的

買い物時におけるレジ袋も石油により作られているため、限りある資源を有効活用していくことと、環境意識の向上並びに温暖化防止施策の一環としてレジ袋の削減に努めていくことを目的としています。

②掛川区域における合併前の活動

平成14年度より、掛川市消費者協会及び市内事業者（約150店舗）の協力により、マイバッグに関する啓発、マイバッグ持参時のポイント還元等のサービスの提供を進め、持参率が約35%（全国平均は約15%）にまで向上していました。

③レジ袋削減に向けた協定

平成19年4月17日に掛川スーパー協会、掛川市消費者協会、掛川市の3者で「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結しました。これは、3者で協働し平成20年3月末までに持参率を80%まで引き上げるというものです。

④レジ袋有料化について

掛川スーパー協会加盟店は、平成19年6月1日の5社8店舗の有料化（1店舗は実施済み）を皮切りに、10月3日には掛川区域の全ての食品を取り扱うスーパーが有料化しました。また、大東区域・大須賀区域のスーパーも平成20年3月24日に全て有料化が実施され、これで市内全店（14社17店舗）で有料化が実施されました。協会に加盟していない小売店でも実施する店舗が増えつつあります。有料化の効果により、マイバッグの持参率は35%から92%に向上しました。

(4) 啓発事業に係る課題

ごみ分別マニュアル及びカレンダーは、広報かけがわと併せ毎年配付を行っていますが、自治区に加入していない世帯や広報の配付を断っている世帯（一部のアパート等）には行き渡っていません。

また、市外から転入届の手続きのために来庁した方に対しては、窓口においてごみ分別マニュアル、カレンダーの配付を行っています。

しかしながら、近年、転入届を提出せずに市内に居住している方が増加していることから、これらの住民に対する啓発活動が十分に行えていない状況にあります。アパート管理会社に依頼し、全戸配付を促しておりますが、人材派遣会社による借り上げなど、アパート管理会社でも把握できていない住民の転入もあることから、管理会社や人材派遣会社、自治区などと包括的な対応策を講じていく必要があります。

16 最終処分の状況

(1) 板沢最終処分場の概要

所在地	掛川市板沢2051番地の1092		
埋立面積	43,800m ²	第1期 23,000m ²	第2期 20,800m ²
埋立容量	256,600m ³	第1期 110,500m ³	第2期 146,100m ³
埋立年数	昭和63年～平成30年度		
埋立工法	サンドイッチ埋立工法		

最終処分量及び残容量の推移 (単位：m³)

年度	埋立数量	残容量推計値
平成24年度	2,000	28,236
平成25年度	2,000	26,236
平成26年度	1,600	24,636
平成27年度	1,200	23,436
平成28年度	1,200	22,236

(2) 高瀬最終処分場の概要

所在地	掛川市高瀬1100番地の100	
全体面積	31,409m ² (第1工区 10,811m ² 、第2工区 20,598m ²)	
埋立面積	10,189m ² (第1工区 3,461m ² 、第2工区 6,728m ²)	
埋立容量	56,828m ³ (第1工区 19,580m ³ 、第2工区 37,248m ³)	
埋立年数	昭和62年11月から埋立終了まで	
処理工法	一層式	

最終処分量及び残容量の推移 (単位：m³)

年度	埋立数量	残容量推計値
平成24年度	186.80	13,024.19
平成25年度	118.53	12,905.66
平成26年度	119.98	12,785.68
平成27年度	106.30	12,679.38
平成28年度	98.60	12,580.78

(3) 東大谷最終処分場の概要

所在地	掛川市大谷11160番地の1
全体面積	8,160m ²
埋立面積	1,496m ²
埋立容量	2,560m ³
埋立年数	平成16年8月～埋立終了まで
処理方式	セル方式

最終処分量及び残容量の推移 (単位：m³)

年 度	埋立数量	残容量推計値
平成24年度	57.53	1,760.43
平成25年度	37.17	1,723.26
平成26年度	27.84	1,695.42
平成27年度	42.40	1,653.02
平成28年度	36.10	1,616.92

※残容量推計値には、最終覆土量 (1,370m³) を含みます。

(4) 新井最終処分場の概要

所 在 地	掛川市大淵1456番地の751
全体面積	33,966m ²
埋立面積	8,500m ²
埋立容量	33,110m ³
埋立年数	平成9年4月～埋立終了まで
処理方式	サンドイッチ埋立方式

最終処分量及び残容量の推移 (単位：m³)

年 度	埋立数量	残容量推計値
平成24年度	30	12,026
平成25年度	62	12,088
平成26年度	60	12,148
平成27年度	146	12,294
平成28年度	139	12,433

第2節 ごみ処理基本計画

1 人口の将来予測

将来人口の予測は、第2次掛川市総合計画の設定人口に基づく予測を用いることとします。

■体系図

将来人口

持続発展可能な掛川市を目指し
2040年に人口12万人
を達成する。

2025年(平成37年)の
目標人口 **115,000人**

年少人口15%以上、
高齢人口25%以下のまちを目指して…
2025年(平成37年)の目標人口構成は

年少人口 14.4%以上
(0~14歳)

生産年齢人口 56.9%以上
(15~64歳)

高齢人口 28.7%以下
(65歳以上)

目標人口構成

掛川市 将来人口(年齢3区分)

住民基本台帳人口

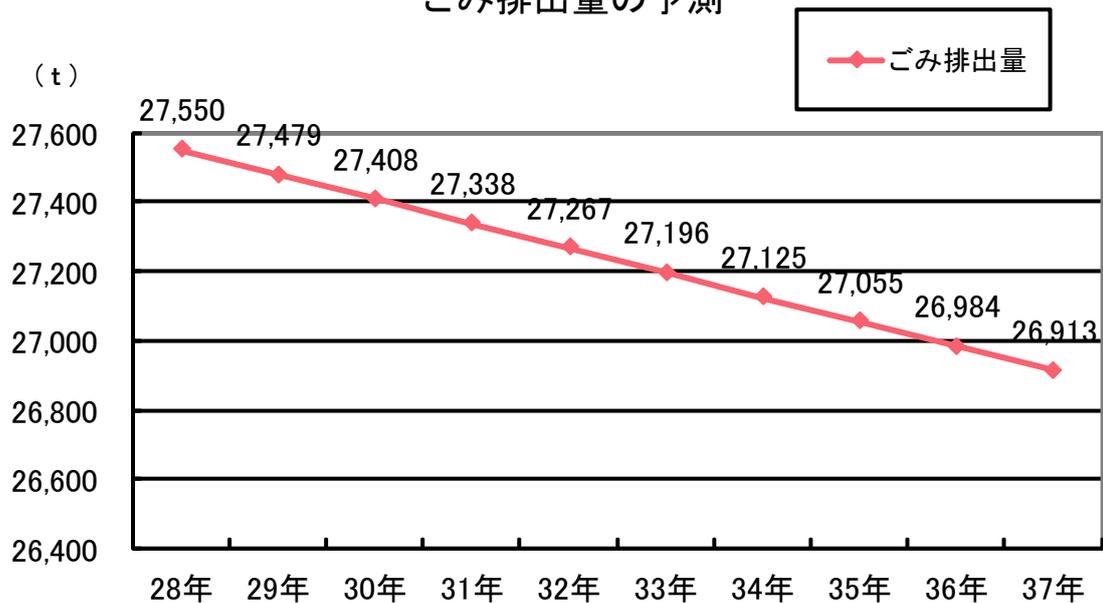


資料：第2次掛川市総合計画

2 ごみ排出量の将来予測

ごみの総排出量の予測は、平成28年度における実績値（27,550トン）に第2次掛川市総合計画における平成37年度までの人口減少率を乗ずることで各年度のごみ排出量を算出しました。

ごみ排出量の予測



第2次掛川市総合計画では、平成52年に人口は現在よりも増加し、120,000人とする目標ですが、平成37年までは減少し続け115,000人になるとされていますので、平成28年から平成37年までに2.3%減少します。

現状の取り組みのみを継続した場合、1人1日当たりのごみ排出量は変化しないと考えられるため、人口減少に比例するかたちでごみの総排出量は減少すると見込まれます。このままでは、平成37年以降に人口が増加した場合、ごみ総排出量も同様に増加してしまうため、今のうちにごみ排出量削減のための取り組みを強化しておく必要があります。

3 国、県の動向

(1) 国の廃棄物処理の目標

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定。平成25年5月から第三次循環型社会形成推進基本計画）」において、一般廃棄物の減量化に関する取組目標を以下のとおり設定しています。

【国の減量化目標等】

区 分	国が定める基本方針
基準年度	平成12年度
目標年度	平成32年度
排出量	家庭系：資源物を除く1人1日平均排出量25%削減 (平成12年度660g→平成32年度500g) 事業系：事業系のごみの総量を35%削減 (平成12年度1,799t→平成32年度1,170t)
リサイクル率	循環利用率 17%
最終処分量	1,700万t (平成12年度56百万t→平成32年度17百万t)

(2) 静岡県の廃棄物処理の目標

平成28年3月に策定された「第3次静岡県循環型社会形成計画」では、「県民総参加による循環型社会の形成」を基本目標として、以下のとおり減量化、最終処分率の目標を定めています。

1人1日当たりの排出量については、平成25年度から1割削減し、さらに10g（プラスチック削減）することを目標としています。

【静岡県の減量化目標等】

区 分	平成25年度 (基準値)	平成32年度 (目標値)
ア 1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	917	815
イ 最終処分率 (%)	6.3	4.2

4 本計画の目標

本計画の目標は、第2次掛川市総合計画の戦略目標のひとつである「環境日本一」を目指し、第2期掛川市環境基本計画における目標に準じて、以下のとおり設定します。

指標	目標値
1人1日当たりのごみの総排出量 (g/人・日)	580g/人・日 (平成37年度)

※この目標値は、平成28年3月に策定した第2期掛川市環境基本計画において設定した数値であり、平成26年度の実績値である645g/人・日から、国や静岡県目標値との整合をとり、1割削減することで算出しています。

【目標：平成37年度末までに65g/人・日）削減】

区 分			年度毎の削減量 (g/人・日)
家庭系	燃えるごみ	生ごみ	20
		紙類	10
		その他	10
	燃えないごみ		6
	資源ごみ		6
事業系			13
計			65

<環境省実施の全国一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成27年度実績）>

	人口10万人未満	人口10万人以上 50万人未満	人口50万人以上
リデュース (1人1日当たりのごみ排出量) 全国：939g/人日	1. 徳島県 神山町 272.2g/人日 2. 奈良県 野迫川村 298.3g/人日 3. 長野県 南牧村 325.6g/人日	1. 東京都 小金井市 626.1g/人日 2. 静岡県 掛川市 658.0g/人日 3. 東京都 日野市 673.9g/人日	1. 東京都 八王子市 815.3g/人日 2. 愛媛県 松山市 817.5g/人日 3. 広島県 広島市 853.6g/人日

資料：環境省ホームページ

5 目標実現に向けた基本施策

(1) ごみの排出抑制

ア 市の施策

①住民に対する広報・啓発活動

- ・ 転入時のごみ分別説明
- ・ ごみ減量講話の実施
- ・ 広報かけがわによる情報提供

- ・新聞等マスメディアへの投稿
 - ・ごみ分別マニュアル・カレンダーの作成・配付
 - ・マイバッグ運動の展開
 - ・外国人向けのごみ分別説明
 - ・アパート管理会社・人材派遣会社への説明
 - ・ごみ集積所の巡回指導
 - ・事業所の巡回指導及び改善報告書の提出要請
 - ・各種イベントでの啓発（展示ブースの設置）
- ② 4 R の推進
- ・リフューズ（Refuse：不要なものは手に入れない）
 - ・リデュース（Reduce：必要以上にものを手に入れない）
 - ・リユース（Reuse：使えなくなるまで繰り返し使う）
粗大ごみ再生の検討、フリーマーケットの開催等
 - ・リサイクル（Recycle：使えなくなったものは再び資源として活用する）
不用品リサイクル掲示板等
- ③ 剪定枝資源化事業
- ・リサイクル促進のため民間企業と提携し、地区回収を推進
 - ・地区用及び家庭用剪定枝粉碎機（チップパー）の貸出による肥料等への再資源化
- ④ ごみ減量に関する各種取り組みへの支援
- ・地域からの依頼に基づく啓発看板等の作成・配付
 - ・資源化物回収活動奨励金の交付
- ⑤ 環境学習の推進
- ・環境資源ギャラリー（容器包装博物館）の見学会、環境学習会の実施
 - ・小学生からの環境教育による循環型社会の構築
- ⑥ マイバッグ運動の実施
- ・マイバッグ運動とレジ袋有料化の推進
- ⑦ 市民意見の吸い上げ
- ・各種会議等において、ごみに関する市民の意見を伺い、施策に反映させていく。
- ⑧ 生ごみ減量化のための補助事業等の継続と拡大
- ・生ごみ減量に有効な補助事業の実施（家庭・事業者）
 - ・生ごみ処理容器講習会の実施
 - ・キエーロを主とした生ごみ処理容器普及拡大の仕組みづくり
- ⑨ ごみ処理有料化の継続
- ・ごみ処理費の公平な負担と適正分別の徹底の観点から、ごみ排出量に応じたごみ処理費用の一部有料化を継続。
- ⑩ リユース容器等の利用促進
- ・イベント等におけるリユース容器（びん等）利用等の検討
- ⑪ 新たなリサイクル品目の開拓
- ・陶磁器、ガラスリサイクル導入の検討
 - ・ミックスペーパーリサイクル導入の検討

- ・組成分析による資源化の可否判断と情報発信
- ⑫排出状況に合わせた適正な収集業務
 - ・収集回数、収集形態、配車等の適正化
- ⑬ごみ分別方法の検討
 - ・ごみ収集をより効率的にしていくため、分別品目の検討を行う。
- ⑭事業者への「拡大生産者責任」「排出者責任」の徹底
 - ・ごみになりにくい商品提供の推進
 - ・事業系一般廃棄物の適正処理の推進
- ⑮不法投棄の対策
 - ・不法投棄は、犯罪や迷惑行為である旨の周知
 - ・投棄しにくい環境づくり（監視体制の確立、事業者等との協定締結）
- ⑯食品ロス・食品廃棄物の排出抑制
 - ・食べきり運動の推進、食べきりカードの活用
- ⑰環境物品等の使用促進
 - ・環境負荷の少ないグリーン製品の購入
- ⑱紙おむつ処理方法の研究

イ 市民に望まれる取り組み

- ①集団回収の推進
 - ・自治区等による「資源物」の集団回収の推進
 - ※ここで言う「資源物」は、掛川市資源物回収活動実施基準要綱において資源物に定義されている「古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の専ら再生利用の目的となる一般廃棄物及びペットボトル（有価物として取引されるもの）」とします。
 - なお、要綱が改正された場合については、要綱に準じることとします。
- ②マイバッグの持参
- ③過剰包装など不必要なものを断るよう努める
- ④家庭内（地域内）での生ごみ処理を推進
- ④リサイクルショップ、フリーマーケット等の利用による再使用の推進
- ⑤詰め替え可能な商品など、ごみとなるものが少ない商品の選択
- ⑥使い捨て商品の購入を控える
- ⑦民間の処理業者の利用（古紙、剪定枝等）
- ⑧環境学習や地域でのごみ処理に関する講座等への参加
- ⑨4Rを意識した消費生活
- ⑩不法投棄の対策
 - ・かけがわ美化推進ボランティア等の活動による監視体制の強化、不法投棄をしにくい環境づくり
- ⑪食品ロス・食品廃棄物の排出抑制
 - ・食べきり運動の推進
- ⑫環境物品等の使用促進
 - ・環境負荷の少ないグリーン製品の購入

ウ 事業者に望まれる取り組み

①発生源による排出抑制

- ・商品の包装材、輸送用梱包材などの削減
- ・原材料や製造工程の工夫
- ・分別の徹底

②商品開発における排出抑制

- ・繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、
- ・修理体制の確立、建物の長寿命化等

③食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

- ・食べきり運動の推進、食べきり宣言事業所への登録
- ・売れ残りを減らす仕入れの工夫
- ・値引き等販売方法の工夫による生ごみの排出抑制

④マイバッグ運動への協賛

⑤不法投棄の監視

- ・監視活動に関する市との協定締結

⑥環境物品等の使用促進

- ・環境負荷の少ないグリーン製品の購入
- ・再生品の優先的使用による使い捨て品の使用抑制

(2) 収集するごみの種類と分別区分

第2章第1節の3のとおりとします。

(3) 収集・運搬計画

ア 収集区域

市内全域を収集の範囲とし、分別形態の相違から掛川区域と大東区域・大須賀区域の2区域に分割します。ただし、掛川区域の田代・柚葉・明ヶ島地区については、収集車の通行が困難なため、近隣自治区集積所までの搬出を地元住民に委託することとします。

イ 収集・運搬の方法及び主体

各品目における収集頻度、排出方法、収集主体については、第2章第1節の6のとおりとします。ただし、分別品目の変更、排出量の過度な増減等が発生した場合は、その都度、計画を見直すものとします。

ウ 市の施策

①安全で確実な収集・運搬の実施

②分別等適正処理の指導（転入者、単身世帯、外国人等への啓発）

③排出量に応じた収集体制（集積所箇所数、回数等）の確保

- ・集積所設置基準の周知（集積所新設には40戸以上必要）

- ④収集に係るエネルギー及びコストの削減
- ⑤パブリックステーション（誰もが自由に利用できる資源物収集場所）の設置検討
- ⑥集団回収・店舗回収等の支援、店舗回収品目の拡大研究
- ⑦剪定枝、処理困難物等の処理における民間施設の活用促進

エ 市民に望まれる取り組み

- ①適正なごみの排出
 - ・分別への協力
 - ・地域で決められた集積所へのごみ出し
 （廃棄物処理法に基づく市の責務→能率的運営への努力→一定時間内での回収→
 自治区管理及びステーション方式→自治区未加入者は自治区と協議が必要）
 - ・ごみを出す日時の遵守
 - ・指定袋の使用及び記名（地区内で申し合わせがある場合はそれに従う）
- ②集積所の設置及び維持管理（自治区）
- ③家電リサイクル法対象品目の適正処理
- ④処理困難物の適正処理
- ⑤集団回収の実施

オ 事業者に望まれる取り組み

- ①事業所で発生する一般廃棄物の適正処理（以下のいずれか）
 - ・事業者自らが処理施設へ搬入し処理
 - ・一般廃棄物処理業許可業者への処理委託

(4) 一般廃棄物処理業（ごみ）の許可について

ア 主旨

廃棄物処理法第7条第1項及び第6項の規定により、市は事業者に対し一般廃棄物処理業の許可を交付しています。本市では、行政において一般廃棄物の収集運搬能力及び一部の廃棄物の中間処理能力を持ち合わせていないため、事業者に対し処理業の許可をし、市内の一般廃棄物の適正処理に努めるものとします。

イ 現在までの許可状況（平成29年4月現在）

収集運搬許可件数 26件
 中間処理許可件数 7件

<許可業者による一般廃棄物運搬能力>

車 種	台数 (台)	最大積載量計 (kg)	※ 運搬能力 (トン)
パッカー車	75	184,700	22,625.7
平ボディ等	83	268,400	32,879.0
合 計	158	453,100	55,504.7

※ 運搬能力 = (積載量計) × A (2) × B (0.5) × C (0.5) × D (245)

A : 1日あたりの処理施設搬入回数

B : 最大積載量に占める実際の積載可能量の割合

C : 一般廃棄物許可車輛が産業廃棄物許可を受けている事による実際の稼働率

D : 処理施設への搬入日数

ウ 今後の許可証の交付について

現在、市内で発生する一般廃棄物の総排出量は、年間で約27,500トンであり、この10年間で約9,000トン、割合にして約23%減少しています。総排出量に占める事業系ごみの割合が22%程度であるため、本市の事業系ごみの運搬には6,000トン程度の運搬能力が必要です。現在許可を交付している事業者の運搬能力は、上記のとおり年間55,500トン以上あり、本市の一般廃棄物を収集運搬する上で十分な能力を有していることから、今後、収集運搬業については、新たな一般廃棄物処理業の許可は行わず、既存の許可業者の更新のみを行うものとします。

ただし、市内に本店を置く事業者で、かつ市内の産業の振興に繋がると判断される場合は、この限りではありません。また、市内に本店がない事業者であっても、リサイクルの推進に著しく貢献できると判断される事業者についても許可を行うことを可能とします。

なお、この場合は「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断された平成26年1月28日の最高裁判決により、影響を及ぼす既存の許可業者の意見を聞くこととします。

(5) 中間処理計画

ア 中間処理に関する基本方針

- ・ 処理施設において取り扱うすべてのごみの適正処理
- ・ 処理施設における資源物及びエネルギーの回収率の向上、効率化
- ・ 最終処分量の減量化

イ 中間処理の方法

<平成30年度以降の中間処理>

区 分	中間処理の主体	処理方法
燃えるごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	ガス化溶融
燃えないごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	資源選別
びん（3種類）	委託業者	選別
かん	委託業者	選別・圧縮
ペットボトル	委託業者	圧縮梱包
食用油	委託業者	選別・保管
プラスチック製容器包装	委託業者	圧縮梱包
乾電池・充電式電池	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
蛍光管、体温計・温度計（水銀入り）	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
電球類（大東区域・大須賀区域）	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
小型家電（大東区域・大須賀区域）	掛川市・菊川市衛生施設組合	破砕・選別
コード類（大東区域・大須賀区域）	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別
スプレー缶（大東区域・大須賀区域）	掛川市・菊川市衛生施設組合	破砕・圧縮
金物のフタ類（大東区域・大須賀区域）	掛川市・菊川市衛生施設組合	破砕・圧縮
小型金物（大東区域・大須賀区域）	掛川市・菊川市衛生施設組合	破砕・圧縮
刃物類（大東区域・大須賀区域）	掛川市・菊川市衛生施設組合	破砕・圧縮
剪定枝	委託業者	破砕・保管
粗大ごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	破砕・選別

※ 区分に表示が無い廃棄物は、中間処理を行わない廃棄物です。

※ 農作業で発生したもの（畦波、農薬のびん、農作業用ビニール、肥料・堆肥袋、支柱等）は処理困難物協力店等の事業者により処理します。ただし、宅地内の家庭菜園は除きます。

※ 処理の効率化、省エネルギー化を推進するため、処理方法等については、必要に応じて見直すこととします。

ウ 処理施設の概要

第2章第1節の7(3)のとおりとします。

エ 安全で確実なごみ処理の推進

- ①ごみと資源物の適正処理、保管のための施設整備及び処理先の確保
- ②施設の延命化のための適切な維持管理と整備
- ③広域処理を視野に入れた処理体制の検討

オ 中間処理事業の許可

第2章第2節の5(4)のとおり。

カ 枝木、草の搬入

多量の枝木や大量の草などは、施設の安全運転維持、リサイクルの推進とごみ減量のため、処理事業者への搬入による資源化を推進します。

キ 菊川市で発生する木くずについて

平成19年3月9日付け菊福環第354号文書「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第4項の規定に基づく一般廃棄物処理計画の調和について（協議）」において、菊川市内で発生する木くず（産業廃棄物を除く）について、本市内の事業者にて中間処理を行いたい旨の協議があり、本市のごみ処理に当面支障はないと判断し応諾しています。

(6) 最終処分計画

ア 最終処分に関する目標

- ・安全で確実な管理の継続
- ・最終処分量の減量化

イ 最終処分量の見込み（市推計値であり期間延長等の場合は地元協定を要する）

第2章第1節の15のとおりです。

ウ 最終処分場の概要

第2章第1節の15のとおりです。

なお、新井最終処分場は環境保全センターの焼却灰及び東遠衛生センターのし尿汚泥焼却灰を埋め立てる施設として整備されましたが、環境保全センターの閉鎖に伴い、平成20年度からは東遠衛生センターのし尿汚泥焼却灰を主に埋め立てることとなり、埋立量が減少しているため、施設管理が長期化することを踏まえ、今後の処分場の取り扱いについて検討していきます。

エ 最終処分場の跡地利用

地元自治区の意向を踏まえた上で、十分な協議を行い跡地の利用方法を決定するものとします。

(7) 災害廃棄物対策

災害廃棄物については、掛川市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。

(8) その他

ア 土について

土は自然界に存在するものであり、廃棄物に該当しません。

廃棄物処理法の「総合判断説」において、飛散・流出・悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生する恐れのないものとされています。

市では、土をごみとして出すのではなく、トラブルにならない方法により対処していただくようにしています。

【第3章 生活排水編】

第1節 生活排水処理の状況と課題

1 取り組みの理念と基本方針

生活排水の処理は河川等の水質保全の重要な役割を担っているとともに、快適な生活環境のための都市基盤インフラとして施設を整備・更新し、災害に備えていく取り組みが必要です。

市民の生活水準の向上とともに都市型生活様式は定着していますが、さらに豊かさを実感できる生活の実現や持続的な発展のために、生活基盤にかかる社会資本の充実が求められています。

当市における公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽などの各種生活排水処理施設の整備にあたっては、地域特性に即した適切な処理方式を選択し「5つの(事業)ベストミックス」を掲げて推進してきました。

しかしながら、当市の施設整備区域内の人口割合を示す汚水処理人口普及率は、平成28年度末で69.9%であり、県平均79.6%を下回っており、なお一層の取り組みが求められます。

また、生活排水処理事業を永続的に継続していく事業経営は非常に重要な課題であり、適正な受益負担水準の設定とともに、多額の財政負担に係る財政運営への影響を考慮する必要があり、徹底した効率化や合理化を図り健全な経営が求められています。

(1) 取り組みの理念

- ① 生活排水等による河川等への水質汚濁負荷を適切に浄化して公共用水域の水質を保全し、豊かな自然環境を守ります。
- ② 汚水等の適切な処理により快適な生活環境を維持していきます。
- ③ 効率的で効果的な整備と安心安全な社会のためのインフラを賢く長く大事に使います。

(2) 生活排水処理の基本方針

下水道等の「集合処理」と合併浄化槽の「個別処理」とのベストミックスを目指します。

2 生活排水処理の状況

(1) 処理形態別水洗化人口の状況

本市では、公共下水道の掛川処理区が平成13年3月に供用開始し、その後大東処理区、大須賀処理区が供用を開始しています。

農業集落排水施設は、平成7年5月に海戸地区が供用開始し、その後日坂地区、土方地区が供用開始し、上内田地区が平成19年6月に供用を開始しています。

合併浄化槽は、個人設置型への補助を平成3年度から実施し、市町村設置型については平成17年度から事業を実施しています。なお、平成13年度に単独浄化槽が製造中止され、合併浄化槽の普及による生活排水処理人口の増加が今後も続くと考えられます。処理形態別に生活排水処理している平成28年度末の人口は表1のとおりです。

表1 生活排水処理の形態別人口

内 訳	平成 19 年度末	平成 28 年度末	構成比
行政区域内人口	120,903 人	117,685 人	100.0 %
生活排水処理人口(水洗化人口)	48,622 人	79,129 人	67.2 %
① 公共下水道	17,448 人	31,780 人	27.0 %
② 農業集落排水施設	3,783 人	4,842 人	4.1 %
③ コミュニティプラント(市管理団地)	4,419 人	3,140 人	2.7 %
④ 浄化槽市町村設置型(合併浄化槽)	1,259 人	6,666 人	5.7 %
⑤ 浄化槽個人設置型(合併浄化槽)	21,713 人	32,701 人	27.8 %
生活排水未処理人口(単独浄化槽)	61,215 人	33,885 人	28.7 %
非水洗化人口(くみ取り)	11,066 人	4,671 人	4.0 %

(2) し尿および浄化槽汚泥の排出状況

合併浄化槽や単独浄化槽および汲み取りし尿の汚泥処理量は表2のとおりです。

表2 し尿および浄化槽汚泥の排出状況 (単位 kl)

区 域	平成 19 年度末			平成 28 年度末		
	し尿	浄化槽	計	し尿	浄化槽	計
掛 川	2,965	36,821	39,786	1,508	41,315	42,823
大 東	619	8,101	8,720	256	7,365	7,621
大須賀	1,224	4,962	6,186	511	4,267	4,778
合 計	4,808	49,884	54,692	2,275	52,947	55,222

(3) 生活排水処理による市内河川水質の状況

生活排水処理施設の整備がすすみ、市内の各河川の水質は向上しています。平成 17 年度と平成 26 年度での市内各調査地点の河川水質の状況を比較したものは表3のとおりです。

表3 市内河川水質の状況 BOD 水質:平均(mg/l)

県基準点	調査地点	H17	H26	削減量	区域内平均	地点数	H17	H26	削減量
逆 川	鞍下橋	1.4	1.4	± 0	掛 川	15 箇所	2.4	1.2	-1.2
逆 川	曙 橋	2.8	2.2	-0.6	大 東	8 箇所	2.2	0.9	-1.3
菊 川	国安橋	1.9	0.9	-1.0	大須賀	9 箇所	4.7	1.8	-2.9

3 施設の整備状況

(1) 公共下水道の整備状況

本市の公共下水道は、平成 5 年度から事業を開始し、掛川処理区が平成 13 年 3 月、大東処理区が平成 13 年 4 月、大須賀処理区が平成 17 年 3 月に供用を開始しています。

平成 25 年度には掛川浄化センター処理系列を 1 系統増設して合計 3 系列、このほかに大東浄化センター 3 系統、大須賀浄化センターで 2 系統が整備済みです。全体計画は平成 26 年度に人口規模や施設規模、計画区域の一部編入等をして計画の更新をしています。

汚泥(産業廃棄物)処理は、掛川処理区内の掛川浄化センターでは処理済み汚泥を脱水し、民間施設においてコンポスト化を行うほか、「環境資源ギャラリー」において焼却ののちスラ

グ化し建設資材として活用しています。大東、大須賀浄化センターについては、オゾンによる汚泥減量ののち脱水し、民間施設においてコンポスト化を行っています。平成 28 年度末の整備状況は表 3-1 のとおりです。

表 3-1 公共下水道の整備状況

処理区名	掛川処理区	大東処理区	大須賀処理区	処理区計
全体計画				
策定年次	H26(4次)	H26(5次)	H26(3次)	
処理面積 (ha)	1,899.5	463.0	448.0	2,800.5
処理人口 (人)	50,200	9,300	8,800	68,300
処理能力 (m ³ /日)	26,400	4,900	4,100	35,400
排除方式	分流式	分流式	分流式	(雨水を除く)
事業計画 (認可計画)				
処理面積 (ha)	555	463	261	1,279
処理人口 (人)	21,700	9,900	6,700	38,300
処理能力 (m ³ /日)	13,200	4,900	4,100	22,200
供用開始	H13.3	H13.4	H17.3	
整備状況				
処理面積 (ha)	428	434	209	1,071
処理区域内人口 (人)	19,574	10,314	7,554	37,442
人口普及率	22.6%	51.3%	67.8%	31.8%
処理能力 (m ³ /日)	13,200	4,900	4,100	22,200
処理水量 (m ³ /年)	2,323,290	889,004	481,991	3,694,285
有収水量 (m ³ /年)	2,378,048	1,021,832	449,555	3,849,435
水洗化人口 (人)	17,379	9,195	5,206	31,780
水洗化率 (%)	88.8%	89.2%	68.9%	84.9%
汚泥処分量 (t)	1,650	474	185	2,309
法手続 (直近)				
都市計画決定	H13.5.17	H19.5.18	H19.5.18	
事業認可(下水道法)	H26(第7回)	H26(第7回)	H26(第6回)	
認可期間	H32.3.31	H32.3.31	H32.3.31	
処理施設	1箇所	1箇所	1箇所	
面積 (ha)	2.70	2.20	3.40	
処理方式	標準活性汚泥法	OD法	OD法	
処理池系列	3/(6池)	3/(3池)	2/(2池)	()は全体計画系列数
放流先	逆川	同所川	坊主淵川	
経営状況				
総事業費 515億 5,682万円	未償還残高(元金) 173億 3,705万円			
使用料単価 153円/m ³	汚水処理原価 430円/m ³	経費回収率 36%		

(2) 農業集落排水の整備状況

農業集落排水施設は、平成7年度に供用を開始した海戸地区に続き、日坂地区、土方地区が供用開始し、平成19年6月に4地区目の上内田地区が供用を開始しています。

本事業については、上内田地区の平成21年度の工事完了をもって事業を完了し新規地区の整備は行いません。

汚泥（一般廃棄物）処理は、日坂、上内田地区については、掛川市衛生センター「生物循環パビリオン」で処理した後、同施設及び「環境資源ギャラリー」で焼却しています。海戸、土方地区については、一部事務組合の東遠広域施設組合が管理する「東遠衛生センター」において処理した後、乾燥汚泥として農地還元しています。

平成28年度末の処理施設の状況は表3-2のとおりです。

表3-2 農業集落排水の整備状況

地区名	日坂地区	海戸地区	土方地区	上内田地区	地区計
全体計画					
処理面積 (ha)	25.6	2.7	105.4	95.7	229.4
処理人口 (人)	1,530	370	3,460	2,710	8,070
処理戸数 (戸)	303	72	697	542	1,614
処理能力 (m ³ /日)	505	122	1,142	894	2,663
供用開始	H13.8	H7.5	H16.4	H19.6	
平成28年度末の整備状況					
処理区域内人口 (人)	1,169	358	2,574	2,001	6,102
処理区域内戸数 (戸)	314	97	730	590	1,731
水洗化人口 (人)	1,085	358	2,308	1,738	5,489
水洗化戸数 (戸)	285	97	681	537	1,600
処理水量 (m ³ /年)	76,859	23,092	198,029	155,190	453,170
有収水量 (m ³ /年)	81,481	25,256	209,286	158,125	474,148
水洗化率 (%)	92.8	100.0	89.7	86.9	90.0
汚泥処分量 (t)	583	88	660	1,104	2,435
処理方式	ジャルスXIV型	ジャルスIII型	OD法	ジャルスXIV型	
経営状況					
総事業費 83億3,891万円	未償還残高(元金) 16億6,695万円				
使用料単価 147円/m ³	汚水処理原価	502円/m ³	経費回収率 29%		

(3) コミュニティプラントの状況

コミュニティプラントは、県企業局等で分譲した住宅団地の処理施設が移管され掛川市が管理しているもので、葛ヶ丘、旭ヶ丘、大坪台の3団地を管理しています。なお、公共下水道事業区域内の団地は下水道に接続して汚水処理を切り替えており、これまでに切り替えを行った団地は掛川処理区内の城北団地で平成20年度に実施しています。

汚泥（一般廃棄物）処理は、葛ヶ丘、旭ヶ丘団地については、各施設で脱水後、搬出し「環境資源ギャラリー」において焼却の後、スラグとして建設資材として活用しています。大坪台団地については、「東遠衛生センター」において処理した後、乾燥汚泥として農地還元しています。平成28年度末の処理施設の状況は表3-3のとおりです。

表3-3 コミュニティプラントの状況

団地名	葛ヶ丘	旭ヶ丘	大坪台	団地計
団地面積 (ha)	30	16	5	51
水洗化戸数 (戸)	639	387	102	1,128
水洗化人口 (人)	1,709	1,091	340	3,140
処理水量 (m ³ /年)	301,379	110,350	31,155	442,884
有収水量 (m ³ /年)	147,000	93,000	30,000	270,000
処理水量 (m ³ /日)	826	302	85	1,213
汚泥処分量 (t)	84	55	99	238

(4) 合併浄化槽の状況

浄化槽市町村設置推進型は、農業集落排水事業の代替事業として平成17年度から計7地区において個人宅等に合併浄化槽を市が設置してその使用料の徴収と維持管理をしている事業で、平成28年度末の状況は表3-4のとおりです。

浄化槽個人設置型は、個人が新設する合併浄化槽への補助と既存単独浄化槽から合併浄化槽への転換に対する補助事業です。平成3年度から補助事業を実施しており平成28年度末の状況は表3-5のとおりです。

汚泥（一般廃棄物）処理は、掛川区域については「生物循環パビリオン」、大東、大須賀区域については「東遠衛生センター」で処理しています。

表3-4 浄化槽市町村設置型の状況

地区名	倉真	上垂木	中	東山口	原田	佐束	西郷	計
設置年度	17～21	19～24	19～23	21～25	22～26	23～28	23～28	
設置基数	178	136	343	352	93	343	257	1,702
経営状況	総事業費 22億8,813万円			未償還残高(元金) 10億6,374万円				
	使用料単価 273円/m ³		汚水処理原価 406円/m ³		経費回収率 67%			

表3-5 合併浄化槽の状況

事業種別	市町村設置型	個人設置型等	計
処理＝水洗化人口	6,666人	32,701人	39,367人
設置戸数	1,702戸	8,888戸	10,590戸

4 し尿・汚泥処理の状況

(1) 施設別の状況

市内のし尿および単独浄化槽を含めた浄化槽汚泥は、掛川区域では「生物循環パビリオン」、大東、大須賀区域では「東遠衛生センター」（御前崎市）で中間処理を行っており、平成28年度末の処理の状況は表4-1のとおりです。

表4-1 し尿・汚泥処理の状況

施設名	生物循環パビリオン	東遠衛生センター
事業主体	掛川市	東遠広域施設組合 (御前崎市・菊川市・掛川市・牧之原市)
所在地	掛川市長谷	御前崎市池新田
完成年月	平成6年3月(機能増強H28年度)	平成13年3月
処理能力 (単位:日)	・し尿処理150kℓ (H28末)し尿6kℓ+浄化槽144kℓ (~H21)し尿4kℓ+浄化槽115kℓ	・し尿処理195kℓ (し尿25kℓ+浄化槽汚泥170kℓ) ・生ごみ処理200kg/日
処理方法	浄化槽汚泥対応型高負荷脱窒素処理	膜分離高負荷生物脱窒素処理+高度処理
処理状況 (単位:年)	し尿 1,508kℓ 浄化槽汚泥 41,315kℓ 合計 42,823kℓ	し尿 767kℓ 浄化槽汚泥 11,632kℓ 合計 12,399kℓ (生ごみの掛川市受入は無)

(2) 処理実績の推移

し尿処理の実績は、公共下水道、農業集落排水事業や合併浄化槽の普及により年々減少しています。浄化槽汚泥は、合併浄化槽の普及がすすむなかで掛川区域では横ばいで推移し、大東、大須賀区域では減少傾向にあります。

過去5年間の実績推移は表4-2のとおりです。

表4-2 し尿・浄化槽汚泥処理実績 (単位:kℓ)

年 度		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
生物循環 パビリオン	掛川 区域	し尿	2,047	1,905	1,788	1,634	1,508
		浄化槽汚泥	41,388	41,530	41,646	41,801	41,315
	計		43,435	43,435	43,434	43,435	42,823
東遠衛生 センター	大東 区域	し尿	315	303	282	254	256
		浄化槽汚泥	7,727	7,609	7,384	7,414	7,365
		小計	8,042	7,912	7,666	7,668	7,621
	大須賀 区域	し尿	646	578	548	535	511
		浄化槽汚泥	4,171	4,272	4,193	4,200	4,267
		小計	4,817	4,850	4,741	4,735	4,778
	し尿 計		961	881	830	789	767
浄化槽汚泥 計		11,898	11,881	11,577	11,614	11,632	
計		12,859	12,762	12,407	12,403	12,399	
し尿 合計		3,008	2,786	2,618	2,423	2,275	
浄化槽汚泥 合計		53,286	53,411	53,223	53,415	52,947	

5 生活排水処理の推進と課題

本市の生活排水処理人口を今後さらに増加させていくために、公共下水道事業と個人設置補助事業の推進が重要となっています。

公共下水道事業は、広大な計画区域の整備のために長期にわたる事業期間のなかで5年ごとに計画の見直しを行い、事業認可区域を拡げながら推進しています。下水道施設の整備には莫大な事業費を必要とし、建設事業で借り入れた長期借入金返済の財政負担が伴います。汚水処理にかかる経費には使用料を自主財源としていますが、整備区域内での下水道接続の伸び悩みや人口減少による使用水量の減少も考慮すると、接続推進や使用料設定も検討が必要です。

下水道事業は公営企業であり、地方公営企業法を適用した企業会計に移行して、経理や財政状況を明らかにして経営の安定化に努めていかなければなりません。

また、下水道整備事業が長期化していくと計画区域内であっても下水道管渠の整備より先に、建て替え等により合併浄化槽の設置が進んでいくことが予想されます。すでに新興団地等では合併浄化槽が一定以上普及している街区が存在しており、下水道整備との普及状況のバランスを見極めていくためにも、集合処理と個別処理の事業性比較において区域特性や時間軸を充分考慮した検討が必要です。処理方式の特徴や施設の種類の違いは、表5、図1のとおりです。

平成17年度から実施した浄化槽市町村設置推進事業は、対象地区の同意を事業実施の要件として実施してきた地区の整備が終了し新たな地区への整備は見合わせており、個人設置の浄化槽については、公共下水道の全体計画区域内であっても事業認可(概ね5年程度のうちに下水道工事の着手を予定した)区域の外側に合併浄化槽の補助金を交付しています。

個人設置浄化槽への補助金には国や県からの交付金があることや、浄化槽1基ごとの補助であることから他の汚水処理事業に比較して事業規模や財政負担が抑えられる面があります。

一方で、浄化槽設置と維持管理の主体は個人であることから建替えや新築による合併浄化槽の設置は多く見られますが、既存住宅に設置されている単独浄化槽を合併浄化槽に切替えていくための促進策が必要となるほか、浄化槽の維持管理で義務づけられている保守点検、清掃、法定検査が適切になされるよう啓発が必要となります。

また、市域においては新築等の件数が多い区域などのばらつきがあり、汚水処理事業の進捗と共に浄化槽汚泥等の収集運搬体制の考慮も必要です。

表5 処理方式による特徴

方式	集合処理方式	個別処理方式
事業	・公共下水道、農業集落排水施設等	・合併浄化槽
対象	・汚水のほか汚泥や、雨水も対象とする場合がある(合流式)	・生活排水のみ対象 ・浄化槽汚泥は、し尿処理場で処理
区分	・家庭だけでなく事業所・工場等、区域全体の排水を対象とする	・各家庭、事業所、工場等での個別の排水を処理する
概要	・敷設した下水管で汚水を集めて処理場で一括処理する	・個別に設置した浄化槽で処理する
特色	・家屋が多い市街地に適している ・整備に長い期間がかかる、各家庭で排水管を下水に接続する必要がある ・汚泥のリサイクルが容易	・家と家が離れている場合適している ・短期間で設置及び整備ができる ・定期的な点検、清掃、検査が必要

第2節 生活排水処理基本計画

1 本計画の前提である上位計画や通達および関連計画

(1) 静岡県生活排水処理長期計画（平成25年度改定）

下水道施設のほか集落排水施設、地域し尿処理施設、合併浄化槽による生活排水処理をより効率的かつ適正に整備促進を図るため、整備手法、スケジュール等を定めたもので、平成7年に「都道府県構想」として生活排水処理の総合的な計画に位置づけられています。

(2) 「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」

（平成7年12月19日付、環278号、7-10、建設省都下企第66号、建設省都下公第34号）

(3) 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」（平成26年1月30日付、25農振第1853号、25水港第2573号、国水下第50号、環廃対発第1401301号）

(4) 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」

（国土交通省・農林水産省・環境省、平成26年1月策定）

(5) 「都道府県構想の見直し及びアクションプランの策定について」

（平成28年7月12日付、農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省、課長補佐通知）

(6) 下水道事業に関する計画

- ・静岡県流域別下水道整備総合計画（下水道法2条の2）（略称：流総計画）

本市の下水道整備の基幹的項目について、天竜川左岸流域（掛川処理区）、菊川流域（大東処理区）の2つの河川流域別に定められています。

- ・掛川市下水道基本計画（通称：全体計画、当初策定：平成4年度、最新改定：平成26年度）

(7) 掛川市生活排水処理実施計画（策定：平成28年度、計画期間：平成38年度まで）

2 計画期間と目標年度

本計画における計画期間は、平成30年度から平成37年度とし、目標年度を平成37年度とします。

中間目標年度は34年度頃を想定していますが、下水道事業の整備状況や、5年程度毎に見直す関連計画の生活排水処理実施計画等の見直しとも整合を図ります。

3 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は表6のとおりです。

表6 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象の生活排水	処理主体
① 公共下水道	し尿及び生活雑排水	掛川市
② 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	掛川市
③ コミュニティプラント	し尿及び生活雑排水	掛川市
④ 浄化槽市町村設置型（合併浄化槽）	し尿及び生活雑排水	掛川市
⑤ 浄化槽個人設置型（合併浄化槽）	し尿及び生活雑排水	個人等
⑥ 単独処理浄化槽	し尿	個人等
⑦ し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	掛川市、東遠広域施設組合

4 生活排水処理の目標

(1) 生活排水処理目標

ア 汚水処理人口普及率 80.3% [整備済区域内の人口割合]

事業別目標は、公共下水道事業 40.1%、農業集落排水事業 2.1%、
浄化槽市町村設置推進事業 5.7%、浄化槽個人設置補助事業 32.4%

イ 汚水衛生処理率 77.6% [生活排水処理・水洗化されている人口の割合]

事業別目標は、公共下水道事業 39.1%、農業集落排水事業 2.1%、
浄化槽市町村設置推進事業 5.7%、浄化槽個人設置補助事業 30.7%

(2) 生活排水処理の形態別目標人口

上記(1)の事業別各目標に関して、目標年度における整備区域内の汚水処理人口と、生活排水処理されている水洗化人口は、下記のとおりとします。

この目標の達成にむけて、上位各計画や生活排水処理実施計画に基づいた整備を実施して、費用と効果のバランスがとれた最適な生活排水処理を推進します。

ア 生活排水処理の目標

	現在（平成 28 年度）	目標年度（平成 37 年度）
汚水処理人口普及率（区域内人口率）	69.9 %	80.3 %
汚水衛生処理率（水洗化人口率）	67.2 %	77.6 %

イ 人口の内訳

内 訳	現在（平成 28 年度）	目標年度（平成 37 年度）
行政区域内人口	117,685 人	115,550 人
処理区域内人口	82,263 人	92,769 人
水洗化・生活排水処理人口	79,129 人	89,666 人

ウ 生活排水の処理形態内訳

内 訳	現在（平成 28 年度）		目標年度（平成 37 年度）		
行政区域内人口	117,685 人		115,550 人		
生活排水処理人口	区域内人口	水洗化人口	区域内人口	水洗化人口	
	処理区域内・水洗化人口 計	82,263 人	79,129 人	92,769 人	89,666 人
	①公共下水道	37,442 人	31,780 人	46,298 人	45,222 人
	②農業集落排水施設	5,109 人	4,842 人	2,472 人	2,389 人
	③コミュニティプラント（市管理 3 団地）	3,140 人	3,140 人	—	—
	④浄化槽市町村設置型（合併槽）	6,666 人	6,666 人	6,575 人	6,575 人
	⑤浄化槽個人設置型（合併槽）	29,906 人	32,701 人	37,424 人	35,480 人
生活排水未処理人口（単独浄化槽）	30,751 人	33,885 人	20,208 人	22,960 人	
非水洗化人口（くみ取り）	4,671 人	4,671 人	2,573 人	2,924 人	

※目標年度でのコミュニティプラント人口は公共下水道に含まれます。

5 生活排水処理の事業別方針

(1) 公共下水道事業

市街地等の人口が集まる区域で汚水を集合的に処理する公共下水道は、国が概ね 10 年として示した施設整備の早期概成に向けて、実施計画期間で整備する区域を設定し、将来の負担を抑制しながら未整備区域の整備を推進します。そのため、前計画で平成 38 年度までの整備とされていた区域のうち実施計画期間中に整備する区域と、それ以降の次期計画区域の 2 段階に設定します。この実施計画期間中に、掛川処理区にコミュニティプラントを 2 地区接続するほか、大東処理区で最適整備構想に基づく効率的な汚水処理を実施します。

年平均投資額を 8 億円とし、年数経過による施設改修や耐震化、施設の長寿命化・ストックマネジメントに取り組みます。整備面積は平成 37 年度末 51.3 %の進捗を見込み、浄化センターの処理系統の増設は予定していません。

計画区域全体の検討は、国から示された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づいて行い、これまでの計画区域の変更は行っていません。公共下水道や合併浄化槽の特性を活かした整備手法での検討をより深め、当市の地域実情を反映した精査を今後も行い、最適な整備手法を検討します。

(2) 農業集落排水事業

4 地区の整備は完了しており、施設の運転及び維持管理を適切に実施していきます。

年数経過による施設の更新に備えるため、施設の機能診断を実施して最適整備構想を策定します。これに基づき公共下水道に近接している施設については施設統合等による効率的な生活排水処理を行います。

(3) 浄化槽市町村設置推進事業

平成 17 年度から 7 地区で合併浄化槽を市が設置して平成 28 年度末までに一定の成果があったため、平成 29 年度以降の新規地区の整備は行わず設置した浄化槽の維持管理を適切に実施していきます。

(4) 浄化槽個人設置補助事業

平成 29 年度から新設の補助額をこれまでより引き上げるとともに、公共下水道事業の計画認可区域外で単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する上乘せ補助を実施して汚水処理人口普及率の向上を加速させます。

(5) コミュニティプラント（市管理団地汚水処理）

コミュニティプラントの 3 施設とも年数経過により施設が老朽化しており、公共下水道等の計画区域内や近接した場所にあることから処理場付近まで管渠が整備された後に下水道管路に接続し、生活排水処理を下水道施設で行うよう事業統合して効率的な処理を行います。

民間が汚水処理施設を管理している団地で公共下水道区域内の場合には下水道整備後に編入し、下水道計画区域外の団地の場合には行政が移管を受けるべき事情を考慮した上で移管条件を整理して施設修繕等が施された状態での受け入れを検討します。

6 生活排水処理区域と施設整備事業費

本市が生活排水を処理する区域は、「集合処理」である公共下水道事業3処理区、農業集落排水事業4地区、現在市が管理しているコミュニティプラントは公共下水道に編入を予定しており、図2に示したとおりです。

その他の区域については、「個別処理」である合併浄化槽を促進します。

浄化槽市町村設置推進事業は、平成28年度までに設置した浄化槽の維持管理を行います。

また、下水道事業の認可区域となっていない区域やこれより外側の区域については、個人設置補助事業を実施します。各事業の整備費は表7のとおりです。

表7 施設整備事業費

事業名	平成30~37年度迄	全体事業費
公共下水道事業	6,454百万円	113,343百万円
農業集落排水事業	－百万円	－百万円
コミュニティプラント	－百万円	－百万円
浄化槽市町村設置事業	－百万円	－百万円
浄化槽個人設置事業	1,399百万円	4,805百万円

※全体事業費は過年度分とH37年度以降分の将来事業費を合算しています。

7 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬については、許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しており、掛川区域については、市直営の「生物循環パビリオン」で、大東、大須賀区域については、一部事務組合である東遠広域施設組合管理の「東遠衛生センター」で中間処理しています。（「表4-1 し尿・汚泥処理の状況」参照）

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出状況と見込み

現在の排出状況と目標年度における見込みは、表8のとおりです。

表8 排出状況と目標年度見込み

種別	現在（平成28年度）	目標年度（平成37年度）
し尿	6.2 kℓ/日	4.1 kℓ/日
浄化槽汚泥	146.2 kℓ/日	148.6 kℓ/日

※目標年度算定単位は、実績を考慮し「し尿1.3ℓ/人・日」、「単独浄化槽1.33ℓ/人・日」、「合併浄化槽2.42ℓ/人・日」、「各集合処理1.5~1.7ℓ/人・日」としています。

(3) 目標年度における処理施設ごとの排出見込み

「生物循環パビリオン」で処理する掛川区域と、「東遠衛生センター」で処理する大東、大須賀区域の目標年度における排出見込みは、表9のとおりです。

表9 処理施設ごとの排出見込み

種別	生物循環パビリオン	東遠衛生センター
し尿	3.1 kℓ/日	1.0 kℓ/日
浄化槽汚泥	126.9 kℓ/日	21.7 kℓ/日

(4) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および規則に基づいて迅速、衛生的かつ効率的に行う事を基本とし、引き続き、現在の許可業者による安定的な実施体制を確保します。

収集区域の範囲は下水道供用開始区域やコミュニティプラント区域を除く全域です。なお、下水道を供用開始した区域であっても下水道接続が済んでおらず浄化槽などが残っている場合で下水道に接続するまでの間は収集・運搬の対象とします。

(5) 中間処理計画

中間処理の対象は、市内のくみ取り便所からのし尿や、単独浄化槽や合併浄化槽の浄化槽汚泥です。処理にあたっては、従来通り掛川区域を「生物循環パビリオン」で、大東、大須賀区域では東遠広域施設組合の「東遠衛生センター」で実施します。

生物循環パビリオンについては、平成 28 年度に処理能力の増強をしたところであり、今後も適切に処理を行っていきます。

8 広報・啓発活動

本市では、平成 27 年度に策定した第 2 次総合計画の重点施策として「明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る」や個別施策「清流が流れ、市民が水と触れ合える環境の整備」を掲げ、生活排水の浄化推進と生活排水処理施設整備の適切な見直しを推進していきます。

また、第 2 期環境基本計画の基本目標Ⅲ「安全で良好な生活を守るまちづくり」において、潤いのある安全で快適な生活環境を創造するための基本目標を定め、「生活排水の浄化推進」の施策を通して、生活排水の浄化は自らの責務であることを自覚し、排水の汚濁負荷の低減に努めていくことを定めています。

本計画においても、発生源である家庭などから排出される汚濁負荷の抑制を重視するとともに、くみ取り便所・単独浄化槽から合併浄化槽への転換、公共下水道の供用区域での排水設備の接続を促進するため、定期的な広報活動や環境消費生活展、商工まつりなどのイベント、各種事業説明会、地区活動を通じての P R を通して普及、啓発活動を進めていきます。

図1 生活排水処理施設の種類と処理方式

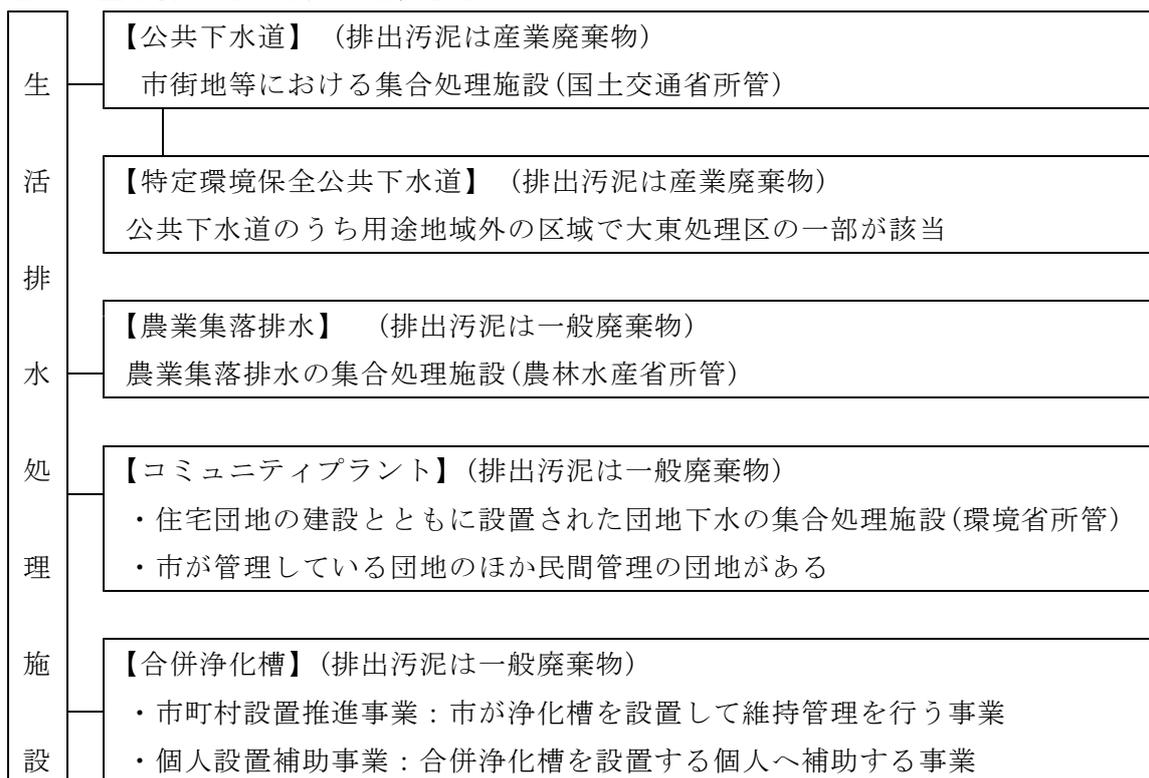


図2 第2節 6項 生活排水処理の区域

